

アーカイブズの可能性を開く

地域、大学、行政

阿部安成、井口和起、高橋実

はじめに 本稿は、2008年11月23日(日)に大学サテライト・プラザ彦根でおこなわれた講演とディスカッションの記録である。滋賀大学研究フォーラムと滋賀大学経済学部ワークショップ(Asian Studies Workshop 四)としておこなわれた。この企画の発端は、2008年度国文学研究資料館主催「アーカイブズ・カレッジ 史料管理学研修会(短期コース)」の滋賀大学経済学部での開催にかかわって、同資料館の加藤聖文と本学部阿



部との協議にあった。前記カレッジは、同年11月17日(月)から22日(土)まで滋賀大学彦根キャンパスでおこなわれ、5日間の日程のなかで本学部からは、阿部と青柳が「地域アーカイブズの調査と収集」の題で講義をうけもち、それぞれ本学部附属研究教育施設の経済経営研究所と附属史料館の概要と活動を述べた。両施設は近年、「大学アーカイブズ」のなかでもユニークな機関として紹介されている(大濱徹也『アーカイブズへの眼 - 記録の管理と保存の哲学』刀水書房、2007年)。こうしたカレッジの追加講演として、ここに記録した講演とディスカッションが組まれた。

講演は23日の13:00から14:45にかけて、高橋実(国文学研究資料館アーカイブズ研究系研究主幹)「地域アーカイブズの可能性 - 日本におけるアーカイブズの歩みから」、阿部安成「大学史と大学所蔵資料の連環 - 滋賀大学経済学部の動向から」、井口和起(京都府立総合資料館館長)「地域社会におけるアーカイブズ「行政」の課題」の順でおこなわれた。

ついで15:00から16:30には、さきの講演者3名をパネリストとし、加藤聖文が司会を担い、「滋賀県の記憶と記録を守るアーカイブズ」のタイトルでパネルディスカッションがおこなわれた。

本稿では、まず講演をその順で、つぎにパネルディスカッションの記録を、いずれも講演者や発言者の校正を経て、全体を経済経営研究所助手の江竜美子が調整したうえで、ここに掲載した。(阿部安成)

1. はじめに アーカイブズとは

高橋です。よろしくお願いします。

私が所属する「アーカイブズ研究系」の前身は「文部省史料館」といって、1951年に日本の戦後の経済的・政治的混乱のなかで、散逸しようとしている近世、近代の資料、地域資料を何とか保存しようと、そういう歴史学会の要請のなかで生まれたものです。それから60年近くたっていて、現在は立川市に新館ができて、組織的にも「国文学研究資料館」という、大学共同利用機関のなかの四つの研究系の一つとして、いまやっています。



でもやはり今後とも、60年近くの歴史を持つ、近世、近代資料のナショナルセンターとしての役割を、あるいはアーカイブズ学、記録資料学のセンターとしての役割を堅持していきたいと、メンバー同思っているところです。

今日は、このフォーラムに参加される方が、どういう方が予想がつかなかったのですが、一応概説的なことを前半のほうでやって、そして地域アーカイブズというのは、どういう役割を担うべきかという点についてお話をしていきたいと思います。

図書館と博物館というのは、説明をしなくても、一般の方はわかるんですが、文書館、公文書館というと、「そういうミカンはありません」と大阪でいわれたとか、「そういう旅館はありません」と前橋でいわれたとかという話があるように、まだまだマイナーな存在です。

実際、数的にいっても、47都道府県のなかで現在、公文書館、アーカイブズを持っているというのは、31、32です。市町村レベル1,800のなかで、1パーセントいっているかかないか程度がわが国のアーカイブズの現状ですが、それが故に今後可能性を持つというところです。外国においては、図書館と博物館とならんで、アーカイブズというのは重要な文化施設、あるいは情報施設として位置づけられているということです。

それから、「アーカイブズ」といいましたが、この言葉が使われるようになって、それなりの認識が深まっていると思いますが、それでも何年ぐらいになりますか、7、8年前に国立国語研究所が調査したところ、数パーセントも認識されていないというので、いい換えるというふうなことをいわれたんですが、ただ、日本語に直す場合、レコーズかアーカイブズというような、時の経過にともなって概念が変わるということの、日本語の表現がないものですから、とりあえずいまのところは「アーカイブズ」というかたちの言葉を使っています。

アーカイブズの意味にも二つありまして、一つは記録資料そのものを指すもの、それから、その記録資料を管理、保存、整理して、公開している施設、というのがアーカイブズ。この二つの意味があります。記録資料と文書館・公文書館・記録資料館、そういう意味を持っています。

2. 世界のアーカイブズ

アーカイブズの語源というのは「アルケオン」という言葉で、もともとは頭脳とか心臓。したがって、組織にとって記憶というものが大事であるから、記憶の源である記録資料を保存して管理している施設、それがアーカイブズ。つまり、組織、団体にとって、非常に重要な機関、施設であるということです。



左の写真はアメリカのワシントン D.C.にあるナショナル・アーカイブズですが、こここのところに二つの彫像があって、この像のうちの最初のほうは門番なんですが、もう一つは歴史の神様、女神のクリオです。アメリカというのは歴史が浅いせいでしょうか、建物をつくるとこういうギリシ

ャ・ローマ風につくるのが多いと思いますが、その場でまた、それぞれの施設を端的に現す言葉を刻み付けている場合が多いんですが、その門番のところには、“study the past” 「過去に学べ」と。もう一つのクリオのほうには「過去は未来の序章である」というふうに刻まれ、これがアメリカにおけるアーカイブズ認識であり、私たちが共有すべきものです。過去に学べということは、過去・現在・未来という流れのなかで現在を考え、そして未来を展望する。そのために必要な施設としてアーカイブズがあるんだということです。

アメリカの前の館長のジョン・カーリンが、ナショナル・アーカイブズはデモクラシーの砦であると。NARA、これは National Archives and Records Administration といって、国立公文書館記録管理局ということですが、NARA にはアメリカの建国以来、世代を超えて引き継がれてきた、民主主義の精神を擁護する大きな使命があります。したがって、NARA の衰退はアメリカの民主主義の衰退につながる。そういう位置づけになっているというのが、前の館長カーリンの言葉でした。

お隣の韓国では、日本より遅れてアーカイブズシステムがスタートしました。いまは日本をすでに追い越すような勢いで進んでいます。そして、そのスローガンが “no archives no democracy” と。アーカイブズなしには韓国の民主化、民主主義はないという認識のもとで進んでいます。これも現在の 21 世紀のアーカイブズの持つ役割だろうと思います。

3. わが国のアーカイブズ

わが日本も遅ればせながら、やっと民主主義と記録の問題を認識するようになってきました。今月 11 月の 4 日に公文書管理の在り方等に関する有識者会議が、小淵優子公文書管理担当大臣に手渡した報告書のなかに公文書の意義があつて、「民主主義の根幹は、国民が正確な情報に自由にアクセスし、それに基づき正確な判断を行い、主権を行使することにある。国の活動や歴史事実の正確な記録である「公文書」は、この根幹を支える基本的インフラであり、過去・歴史から教訓を学ぶとともに、未来に生きる国民に対する説明責任を果たすために必要不可欠な国民の貴重な共有財産である」という認識が、まだ会議報告書の段階ですけども、出されてきました。

それから国立公文書館のホームページにアクセスしていただくとわかりますが、そこにやはり国立公文書館が、パブリックに対する約束を何力条にわたって出しています。

麻生内閣が続けば、来年 2009 年 1 月からの通常国会に「公文書管理法」というものを出して、公文書管理の源から川下の国立公文書館までを規定する法律ができる予定になっています。この法律の精神というか、作り方は、国が公文書管理を努力するから地方も努力する必要があります、それから大学法人等の独立法人も、そういうことを努力する必要がある、ということが含意されていますので、国の「公文書管理法」ができれば、そういうシステムが「情報公開法」と同じように全国に普及していく可能性があるだろうと私は思います。

4. アーカイブズの役割

アーカイブズの役割というのは、いまは多面的な役割があるんですが、大きく分けて二つとプラス 1。一つは「行政・経営の情報センター」として。もう一つは「歴史文化のデータバンク」として。一つめは、行政と経営の親機関、アーカイブズを設立している親機関の情報センターとして。もう一つは、歴史研究とか、あるいは地域の成り立ちを学ぶとか、民俗とかそういうことを含めた、歴史・文化のデータバンクとしての役割を持っているということです。

これは従来いわれてきたことですが、それプラス、現在ではアカウントビリティ（挙証説明責任）の情報資源として、人権を守る証拠資源の宝庫として、文書館機能が重要視されてきているというのが現在です。

アーカイブズの重要性について、いまから 20 年前にパリで開かれた国際アーカイブズ評議会の大会でミッテラン仏大統領がいます。「私は、これらのアーカイブズなしでは国政をとることが可能とは思えない。人類の発展のために最上級の方法をとろう」というふうな、格調高い講演をおこなっていますが、残念ながらまだ日本ではそういうことはありません。

ただ例外的に 1 回だけ、全史料協という全国の歴史資料保存利用機関協議会の広島大会に、海部首相（当時）が 1 回だけ直接メッセージを贈ってきたことがあります。でも、それはこんな格式の高いものじゃなくて、地道に頑張っているみなさん方に「頑張ってください」というメッセージで

したけれども。そういう点からの格差というものが、こういうところで認識できるんじゃないかなと思います。

5. アーカイブズの理念

アーカイブズの理念というのは、アーカイブズを保存し、広く利用に供するということですが、それは大きくいえば、人類の歴史的文化遺産、知的情報資源としての「アーカイブズ（記録資料）を、人間のあらゆる創造的活動に活かし、人類の平和と福祉の向上に貢献すること」にほかなりません。

それを簡単にいうと、山口県文書館、日本に初めてできた公立文書館で働いていた北川健さんが、わかりやすいことをいってくれました。アーカイブズ理解の三つの「み」です。「アーカイブズ（文書館）は、みずからが自らの文書記録を、あまねくみんなのために、遠くみらいに向けて保存公開する機関である」と。

ですから、滋賀県がみずからの文書を、あまねくみんな、県民のために、遠くみらいに向けて保存する機関が、滋賀県公文書館アーカイブズということになるわけですね。

これらアーカイブズは知恵・情報の宝庫であり、あらゆる機関・団体に設置されるべきものですが、不思議なことに、日本というのは先進国といわれていますが、制度的にも思想的にも、後進、未成熟という状況が現在も続いています。

6. 日本のアーカイブズ史

日本のアーカイブズ史、前近代の文書管理史の話です。フランスの中近世の研究者が、日本に来たときにいていましたけども、「文書記録を保存する施設があって、それを担当する専任の職員が一人でもいて、そしてそれを保存して整理する独自の方法があるならば、それは前近代ではアーカイブズというんだ」というふうにいっていました。それなら日本だって古代からあったということ



がいえるわけです。

ただどこが違うかというと、現在のアーカイブズといいますが、それを組織、機関の利用のためだけでなく、一般社会の、一般市民の、県民のため、国民のために、自由にそれを利用させると。そういうところが、前近代と現代の違いということをいえると思います。

古代中世にはそういう収蔵庫、一つは正倉院（上写真）みたいなものがありました。また東寺の宝蔵に保存されていた文書、これは京都

府立総合資料館に現在保存されています。宝蔵は、国宝の『百合文書』を保存していたお蔵です。近世前期には、加賀藩の寄進によって保存手当てが加えられて、現在も伝わってきているということです。



近世の熊本藩でつくられ、管理、保存されてきた『熊本藩文書』が現在、熊本大学附属図書館の地下で、膨大な量です

ね（右写真）、この部屋の3倍か4倍ぐらいのスペースに、ぎっしりこのように詰まっているということです。

それから明治になって、近世の文書管理、文書の公開システムから、近代に入ってくると、どちらかというやはり行政範囲が広がる。それから、国、県、郡、町村というかたちでの、縦の官制度が確立してくるなかで、村役場というのは、村地域の役場である以上に、国や県から分任された委任性務代行機関というかたちに変化しました。

したがって、明治28年の奈良県の『庁規』には、「主管ノ文書ハ公務ノ外他人ニ示スコトヲ得ズ」というので、「パブリック」だった文書記録が、官文書という性格に変化してきているということが大きな流れです。

そして戦後、新しい民主主義のなかで「自治法」が施行されていきますけど、それでもやはり文書管理に関しては、公のもの、公共のもの、パブリックのものという認識は、ついぞ生まれてこなくて、1987年の「公文書館法」までいったということだと思います。

そして続いて、戦後の史料保存利用運動。これはやはり利用する歴史研究者が中心の運動であったということで、市民、地域の運動じゃなくて、保存即利用ということを前提とした運動であったということですが、それもやはり、それなりの大きな成果を生んで、その一つとして、冒頭であいさつしましたように、1951年の文部省史料館の設立につながってきているわけです。戦後の史料保存運動は1990年代までくりますと、三つの段階にくることができるというふうに思います。

7. 日本初の文書館 山口県立文書館

史料そのものを保存していくという運動と、文書館アーカイブズを設立しようという運動。そして「アーカイブズ法」「文書館法」を制定するという三つの大きな時期にくくれると思いますが、最初の画期を成すのが1959年の山口県文書館の設立です。これは当時の鈴木賢祐^{まさち}館長が、アメリカのシェレンバーグの『モダン・アーカイブズ』を翻訳して、そしてそのなかで検討をして1959年に設立しました。

その設立と同時に鈴木館長は、東洋大学のほうに転出しますので、鈴木館長がいなくなるんです

が、館員のほうは、シェレンバーグなんかがいっているような自らの文書記録の文書館というより、毛利文庫を主体とする歴史資料館、史料館のような認識だったので、鈴木賢祐前館長は、「それは違うでしょう。あなたたちがやる山口県文書館は、山口県庁の文書記録をどうやるかということが主軸でしょう」という批判を加えていました。

ちょっと余談ですが、この鈴木賢祐館長というのは面白い経歴の持ち主で、戦前は満州の奉天で、奉天図書館をやっていた方なんです。敗戦時、奉天図書館にある歴史資料を身体を張って守った方で、そういうご経歴があって、そして山口県文書館の館長になって、シェレンバーグと会って、そして日本の初の文書館を設立したということになります。

8. 国立公文書館の設立と「公文書法」の成立

山口県文書館設立から12年あとの1971年に国立公文書館が設立されました。その背景には日本学術会議の「公文書散逸防止について」の勧告があるわけです。やはり国立文書館も、歴史研究者の要望、運動によって設立されたということが、国立公文書館の性格に、ある程度の影響を与えているんだろうと思います。それはいま、ここ21世紀になってから、国立公文書館も脱皮しつつあるというふうに思います。

そして、1987年に「公文書館法」が議員立法として成立しました。翌年の6月に施行されたわけですが、公文書館法の意味というのは、法律上初めて公文書の歴史資料としての価値を明記したということ。それから2番目として、適切な措置を講ずる責務を課したこと。これは義務ではありませんので、滋賀県が適切な措置を講じているといえば、それですむということなんです。その責務文言が県レベルでは有効にはたらいなかったということ。これがわりと大きいんです。

それから、専門職員を置くことが定められたということで、趣旨説明、解釈の要旨と合わせて読むと、ある程度幅広く活用できるという法律だろうと思います。ただ、それにも問題があって、やはり条文の曖昧さ。しょせん^{やかた}館法であると。ですから、「文書管理基本法」をつくっておく必要があるし、民間資料への言及は現状では無理ですけども、いまの有識者会議ではそれをクリアする仕組みをつくっています。

それから、親機関から移管、引き継ぎの規定がない。専門職員が当分のあいだ、置かないことができるということは、当分のあいだがもう20年たちました。これでは、死文化することになっているわけです。したがって、アーキビスト養成制度をつくっていく必要があるということです。

ただし、「公文書館法」ができてからアーカイブズシステムが胎動しはじめましたが、まだ胎動なんです。それでも「公文書館法」の施行後、保存期間を満了した文書を機械的に廃棄する都道府県は1県もありませんでした。滋賀県もそうです。館はなくとも何らかのかたちで評価・選別して保存している。ですから、奈良県も機械的に捨てなくなって図書館に持っていくようになった。それがもとになって、図書館情報館というかたちで設立できたわけです。

市町村段階でも、システムとしてのアーカイブズはもちろんあります。建物は専門の建物がなくても、あるいは専任のアーキビストがいなくても、機能として、場所と、それから兼任でもいいから担当者と、そして、いくばくかのお金と、そして引き継ぎに関する約束ごと、規則がつくられているのはあります。それでも冒頭にいったように、まだまだマイナーな存在です。

9. アーカイブズ観の転換と相克

アーカイブズ観の転換と相克を言葉でいうと、史料館からアーカイブズへというかたちで、1980年代に歴史研究者を中心とする史料館認識から、アーカイブズのほうに転換してきているということです。

新しい文書館観というのは何かというと、三つほどあると思うんですが、一つは文書記録の保存主体者の社会的責任を自覚させ意識改革・自己変革を生み出したこと。二つは歴史研究者のための文書館という、史料館的文書館観からの開放をされたということ。三つ目は文書館と民主主義の関係について新しい理解を示したことです。

特に現在はこの三つ目のところが重要視されているわけですが、そういう意味で歴史第一主義から文書館が離陸しようとしているんだけれども、いまだ完全なかたちで離陸しているとは必ずしもいえないというふうなことです。

これからの課題は、アーカイブズの未成熟の克服です。いままではなぜ普及しないか、どうすれば普及するかということを考えてきたわけですけども、逆に発想を変えて、なぜその普及を妨げているのか、何が未成熟なのかということを考えていく必要があるわけで、一つは制度的な未成熟を克服するということと、もう一つは思想的な未成熟の克服です。

制度的未成熟というのは、日本はフランスに比べて200年も遅れているわけですから、それはある程度、時が解決をするということ。つまり、所蔵する資料が増えて、そして利用者の「当たり前」と業界用語でいっていますが、当たりの率が高くなるということは、時が解決します。

問題なのは思想的未成熟です。なぜ市民社会にとってアーカイブズが必要なのかということ、積極的に説得する論理をつくっていく、あるいはそういうふうな社会的効用を具体的に示す、そういうことが必要だと思います。

10. 将来の世代への責任

私たちは将来の世代に責任があります。700兆円とか800兆円という国、地方の負債を、私たちは将来にすでに「つけ」としてまわしています。ですから、それを生み出した現在の記録を将来のために残しておく必要があります。将来に対する説明責任がそこに生ずるんだということです。

現代記録の保存というのは、私たちがやっておかなければ、後に将来の人たちがそれを収集しなくてはならないでしょう。いまの滋賀県の文書記録を保存しておかなければ、将来にそれがあちら

こちらにおいて、滋賀県関係の文書記録を調査して収集する必要が生じます。そういう「つけ」をまわしてはならないという意味です。

11. 地域アーカイブズの目的と機能

地域アーカイブズの目的と機能ということとして、次の二つを挙げておきました。組織体の記憶装置としてのアーカイブズ、地域の記憶装置としてのアーカイブズです。

一つだけ事例として、天草アーカイブズの話をしてします。天草アーカイブズの場合には、ここにアーカイブズをつくろうと考えた職員が二人いたということなんです。一人より二人、二人より三人いるというのが強いと思います。いろいろな仕掛けをつくって、天草では、最終的には天草アーカイブズが設立されました。

それは黙っていてもできるわけじゃないです。もちろんトップダウンでできる場合もありますけれども、常につくろう、どうすればつくれるかということを創意工夫して、条件を整えているということが大事です。

2000年の11月に大分で全史料協の大会をやったときに、私たちは阿蘇を越えて天草にいて、そして市の幹部職員とのあいだでシンポジウムをおこないました。そのシンポジウムの中身を三つにまとめて、その次の日、市長に提言書を渡したわけなんです。提言書では具体的な提言をおこないました。制度の整備では、当面の対応を確認しました。



将来の展望では、(1)本渡市の文書館を目指した委員会を設け、将来的に天草広域の文書館も視野におさめる。(2)地域に残るさまざまな記録についても、保存活用設置を講じる。自らと地域の情報資源を活用し、市民と連携して未来指向型の地域経営を展開する。こうして天草アーカイブズの設立構想の方へつながっていったのです。

地域文書館天草アーカイブズ設置の基本理念では、「市民による地域文化創造の拠点に」「より開かれた市政運営をめざして」「情報資源の活かした高度な行政の実現」という三つの柱を挙げていま展開しています。この写真は本渡市にあったアーカイブズが五和支所内に移っているということです。(写真上)

それから、静岡県の磐田でもやはり、歴史文書館構想があって、これも支所のところに設置されました。これもやはり行政マンの一人の方が、つくりたい、つくろう、そういう意志を持っていたところへ、そういう機運が出てきてつくられたということになります。市民とともに、市民のためということになります。

12. 地域アーカイブズの今後、文化化と協働

最後、地域アーカイブズの今後、文化化と協働というところです。「地域住民の共有財産である公文書等（自治体公文書や地域史料）の保存と利用を通じて、地域の発展と質の高い生活の実現に貢献する」ということで、機関の、行政の公文書と地域史料という、車の両輪のような関係で地域アーカイブズが成り立ちます。

行政の文化化というのは、文化的な展示会をやるとか、音楽会を開くとか、そういうことではありません。行政そのものが文化化していくということをいいます。

いままでは日本の行政というのは、霞ヶ関で立案されて、それが県、そして市町村というかたちで施行されてきました。そういう縦型の行政文化から、地域に根差した行政を展開するというのが行政の文化化という考え方なんです。

ソビエト時代、クレムリンで立案したものが見事に失敗したように、霞ヶ関で立案したものが全国津々浦々にいくという、戦前戦後の、官僚、霞ヶ関中心の、そういう行政文化というのは崩壊しています。

そういうなかで、地域の文化、地域の歴史に根差した地域行政を展開するためには、そういう考え方、認識を変えていく必要がある。それにはさまざまなやり方があるんですが、やはり市民との協働、これです。市民との協働がものすごく大事です。そして、その協働によって、「ああ、彦根に生まれ住んでよかった」という、それが行政の究極の目的になるわけで、そのためには情報の共有というのが必要です。

情報の共有には二つあります。一つは現在情報の共有。もう一つは過去情報の共有。その過去、現在の情報を共有させるシステムというのがアーカイブズだというのが、新しい現在の地域アーカイブズと文化化です。

もちろん、行政が文化化するからには、私たち市民も、従来のようなここに何つくれ、あれをどうしろというふうな要望を出すだけでなく、ともに協働してよりよい地域を形成するんだという、市民自身も文化化しないといけないということが前提としてあります。

あとは LMA、ライブラリー（図書館）、ミュージアム（博物館）、アーカイブズ（文書館）が連携して、地域アーカイブズの保存総量を増やす。もちろん三つの施設があつて、それぞれ、餅は餅屋でもってやればよいんですけども、なかなかそういう状態ではないし、今後も財政が好転することはすぐには難しいでしょう。そういうなかで、自分のところでそれぞれ活動しながら、ライブラリーは、無料貸本屋から地域支援というかたちに転換するし、ミュージアムも、展示オンリー主義から、所蔵している資料の整理と地域住民への公開という、いまはそういう新しい方向にきているわけです。

LMA が連携して、地域全体の資料保存量と公開と利用量を増やすというのが、いま求められているのではないのでしょうか。地域アーカイブズの可能性は、お金がないときこそ、何億円も出して

印象派の絵を買うんじゃなくて、その行政機関にある無料のものを、あるいは地域資料を保存して公開するという、お金があまりかからない方法もあるのではないのでしょうか。

しかもそれは、じわじわと効く文化行政、地方行政でもあるわけです。不況のいま、財政が難しいいま、もっとも可能性のあることだと、私はそういうふうに思っています。

雑ばくな話ですけども、以上で終わりにします。どうもありがとうございました。

1. はじめに

阿部安成です。どうぞ、よろしくお願いいたします。

きょうのこの研究フォーラム=ワークショップには、滋賀大学、あるいは滋賀大学経済学部の名まえが冠せられています。これは、先週 11 月 17 日の月曜日から昨日の土曜日まで、滋賀大学の経済学部がある彦根キャンパスでおこなわれた、国文学研究資料館の「アーカイブズ・カレッジ短期コース」の開催にかかわって、滋



賀大学経済学部からそれに呼応して情報を発信するための企画であることをあらわしています。滋賀県にむけて、あるいは、わたしとしては滋賀大学にむけて、アーカイブズの意義を伝える機会にできたらよいとおもってお話することとしました。

わたしは滋賀大学に着任して 8 年になります。日本の近現代史を研究しています。歴史学を専攻しているということがあって、滋賀大学にある経済経営研究所の調査資料室の業務を兼任しています。きょうは、そこでのこの 6 年くらいの業務をとおして知ったり考えたりしたことをふまえて、大学が持っている資料というものと、それらと大学史というものとのかわりについて、お話しすることとします。

まずかんたんに滋賀大学経済学部の紹介をします。滋賀大学経済学部は、その歴史をさかのぼりますと、旧制の彦根高等商業学校が母体となっています。彦根高商は、1922 年の勅令でその設置がさだめられ、その翌 1923 年に第 1 回の入学式がおこなわれました。その後 1944 年には、工業専門学校にかわり、それと同時にそのときまで在籍していた生徒たちは経済専門学校に属することとなる、という工専、経専への転換がありました。第二次世界大戦後に、経専がいったん復活したうえで、1949 年に、経済学部と教育学部の二つの学部からなる滋賀大学ができあがることとなります。わたしが業務を兼任している経済経営研究所は、これも歴史をさかのぼると、彦根高商のときの調査課が起源になります。これは、彦根高商が開学してすぐに設置されました。現在ではそれが、研究所と経済学部附属史料館とにわかれています。

史料館は、滋賀大学経済学部附属史料館という名称で、わたしたちの研究所は「附属」がついていない、滋賀大学経済経営研究所という名まえです。「附属」がついていないほうが、なにか大学と直結している偉そうな部署のようにおもわれるかもしれませんが、そういったことはなくて、われわれは史料館ほどには胸をはって仕事ができる状況にはありません。予算についていえば、わたし

たちは自分たちで所蔵している資料の修復をするだとか、あるいはマイクロフィルムに撮影するだとか、また新たに関連資料や図書を購入するだとか、そうした所蔵資料にかかわる予算がまったくありません。

そうした状況のなかで、学内ではほかの機関といっしょに、総務省による歴史資料の保存機関の認定をうけています。ただし、研究所の業務というのは、雑多なものもふくめればいろいろで、それらの多くの業務のなかの一つとして、彦根高商のときから持ち続けてきた資料の業務にあたっているところです。

学内でおおまかにいいあらわされている、表現の仕方を紹介しましょう。資本の資の「資料」と、歴史の史の「史料」に、そして「図書」　おおまかにこう三つならべてみると、それぞれにかかわる業務を担当する部局が違くと、学内ではかんがえられています。

資料とは、教授会資料などというように、会議などのために作成される資料一般を指していて、これは経済学部総務、あるいは大学本部の総務課などで管理されています。歴史の史の史料は、史料館が保管そして管理するものとかんがえられているむきがあり、そして図書は、あたりまえのように附属図書館の職掌対象というわけです。

以前に、彦根高商そして滋賀大学経済学部にて在職していた、石田興平という教官の蔵書をもらいうける機会がありました。経済学部の一つの部署であるわたしたちの研究所で寄贈をうけようとしたところ、なかなかそれがうまくゆかない。蔵書のほとんどは本なんだから、それは当然のこと図書館がうけいれるべきだとの意見が大学内でだされました。大学で寄贈をうけいれるにあたっては、それがどのくらいの資産価値があるかを学外者に評価してもらい、それを金額によってあらわさなくてはならず、その評価額まで確定しながらも、結局その額にみあう備品としては登録されず、ただの消耗品として保管するとなりました。大学の歴史を知るうえで、あるいは大学の歴史を表現するうえで重要な知の資産となりうる在職教官の蔵書が、大学によって消耗品としてしかあつかわれないという現状があります。学部の一機関である研究所が、図書を備品として持つことはありえない、という大学の認識のあらわれです。

このように、実際にあるモノにそくして、それをめぐる業務をどこが担当するのが、はっきりとわけられているところが、大学にはあります。では、学内のさまざまな部署が発行している刊行物を一覧できる場所がキャンパス内にあるかということ、これはないといってよい状況でした。最近になってようやく図書館に、学内の刊行物を配架するコーナーがつくられましたが、しかし学内でしばしば部局が増えていったり統廃合されていったりする事態にあわせて、きちんと刊行物を集めて、それらを学生も職員も教員もみることができるようになってきているかということ、そうはなってはいません。

あるいは、あとでもお話ししますように、滋賀大学では経済学部の歴史や大学の歴史が歴史書として刊行されてきましたが、しかし、それらをつくるために集め参照したであろう大学史編さんの

ための資料が、まとまって保管されていたり、閲覧できたりするのかということ、これもほとんどそうはなっていません。

おもに紙でできた具体性のある個々のモノに即して、それをどこが管理するのかがはっきりとわかれているはずでありながら、しかし、学内における過去の、現在の刊行物や作成物は、きちんとまとまって保管されていないという現状があります。

つぎに、では、滋賀大学でわれわれの歴史というとき、それがいつの時点から数えられているのかについてみましょう。

現在本学では、2008年から2009年にかけて、創立60周年記念という事業がおこなわれつつあります。ふりかえれば、2003年には創立80周年記念事業がおこなわれました。時間がたつにしたがって、創立からの年数が減ってしまうのは、とてもおかしなことでしょう。でも、この理由は簡単で、2003年のときは滋賀大学経済学部創立80年、いまは滋賀大学創立60年の記念だということです。滋賀大学経済学部創立といったばあいは、彦根高商の始まりから年を数え、滋賀大学創立というときは新制大学のできた1949年から数えています。大学全体をみわたせば、経済学部は彦根高商を始まりとし、教育学部は師範学校よりさらにさかのぼる明治初年由来のという起源があり、そして大学の本部は新制滋賀大学設置の1949年というように、滋賀大学のなかには複数の起源があります。

こうした複数の起源を持つ大学の歴史が記されるとき、(このことはまたあとで述べます) わずか二つの学部しかない大学の歴史をめぐって、学部はあって大学なしといわれてきた、との記述があります。滋賀大学内には二つの学部、一つの本部、いくつかの全学施設があるとはいえ、滋賀大学は大規模とはいえない部局数の大学です。しかし、それぞれになにをどのようにやっているかを、全体で統括しているところもなく、たとえば、教育学部の動向が経済学部ではよくわからないといった事態があります。

滋賀大学のばあいは、滋賀大学所蔵資料というとき、いったいなにを指すのか、学部ごとに部局ごとに異なっているといつてよい、複雑な、あるいはとても乱雑な状況があると感じています。

2. 大学での史誌編さん

滋賀大学ではこれまで、歴史書の編さんがどのようにおこなわれてきたのかを、かんたんにみましょう。それはおおまかに三つあって、一つは学部の歴史、二つに同窓会の歴史、そして三つとして大学の歴史となります。

最初に学部史の刊行がありました。1958年に刊行された、「陵水三十五年」というタイトルの歴史書です。奥付には、編さんの担当は「陵水三十五年編纂会代表 芳谷有道」と記されています。この「陵水」とは、彦根高商から滋賀大学経済学部にいる同窓会の名称で、したがってこの歴史書は一見したところ同窓会史に見えるかもしれませんが、この『陵水三十五年』は同窓会史ではな

くて、学部の歴史書です。編纂会代表に名があがっている^{はがや}芳谷とは、彦根高商の第 1 回卒業生で、そのち彦根高商、そして滋賀大学経済学部の教官になったひとです。

彦根高商の歴史の一つの特徴には、彦根高商のその同時代に学校史が刊行されなかったという点があります。これはほかの高商をみれば、その違いがはっきりします。山口高商ではとても厚い歴史書が刊行されていたり、小樽高商では刊行は実現しなかったもの高商史の稿本が残っていたりします。彦根高商をめぐるのは、その同時代に高商史の編さんがおこなわれた痕跡がまったくといってよいくらいに残っていません。それが 1958 年になって、「陵水」の名をつけた（陵は丘すなわち彦根城を、水は琵琶湖を指しています）『陵水三十五年』が刊行されました。この歴史書は、1922 年、つまり彦根高商の設置を定めた勅令の年を起点としています。

この『陵水三十五年』は、当時の彦根高商にあった近江商人研究室が、事務局、編さん室になっています。この歴史書は、学内で彦根高商のときから発行されてきた刊行物を列挙し、それらを参照しながら 35 年の歴史を編んだことがわかる構成になっています。

つぎにみるのが、同窓会である陵水会の歴史書になります。タイトルは『陵水六十年史』、発行が 1984 年です。編さん者は陵水会副理事長の小倉栄一郎、発行所が陵水会、発行人が陵水会理事長の名になっています。この小倉という近江商人の研究で知られているひとは、彦根高商を出て滋賀大学経済学部の教官になりました。現在、滋賀大学の経済学部がある彦根キャンパスにいくと、美しいケヤキ並木が各所にみられ、また、老朽化しているとはいえ、建物の壁面がとてもきれいな信楽焼のタイルが眼に映ります。これらをつくった教官が、この小倉でした。

『陵水六十年史』の記述は、1923 年が起点になっています。勅令の出た年ではなく、彦根高商の第 1 回入学式がおこなわれ授業が始まった年から書き始められています。この歴史書は、資料や文書にもとづいて歴史が書かれているというよりも、おもに、教官、事務官、生徒、学生それぞれの回想を軸にしながら編まれているというおおきな特徴があります。回想録の体裁になっているので、個々の歴史記述の典拠資料がなにごとでも、それをどのように使ったのかについては、ほとんどわかりません。

つぎに大学史をみると、その最初の刊行は、創立 40 年を記念した 1991 年になります。さらにその 10 年後にも、『滋賀大学史 - 50 周年を迎えて』が刊行されています。これらはいずれも、1949 年を起点として書かれています。40 周年記念、50 周年記念、どちらの大学史もわりと厚い本で、後者はいったん出た前者のあとの 10 年をうけて、その追録史という位置づけになっています。この二つの大学史では、とても薄い、そして少ないとはいえ、経済学部の前史の高商と、教育学部の前史としての師範についての記述も、ひとまずあります。

これらの大学史によって、われわれ経済学部の過去をふりかえってみると、そこにどうしても記さなくてはならない歴史として、つぎの記述があるとみえます　彦根と大津にキャンパスが分離して、それぞれが経済学部、教育学部となっている、このキャンパスが離れた事態については、

両者が協議をするなかで一つのキャンパスに統合して、そこを拠点として滋賀大学を発展させるんだとの方向性が考えられたにもかかわらず、結局それは挫折してしまって、その怨みごとを述べること、これが大学史の一つの型となっています。そこで槍玉にあげられているのが、経済学部の同窓会である陵水会、また、ある自治体（おそらく彦根市でしょう）で、それらを非難しながら、われわれの歴史は一つになれなかった経緯なんだと、この非常に強い悔しさを確認するのが、大学史の記述の一つの基本線になっているとみえます。

では、この二つの大学史は、なにを資料として書かれているのか。これについては、はっきりと明示されていません。本文中にはしばしば、『陵水三十五年』と『陵水六十年史』があげられています。そうすると、これらの滋賀大学の歴史書では、先行の学部史や同窓会史をもとにして、いくつかの部分の記述がおこなわれていることとなります。大学史とはっきりと掲げられたこれら二つの歴史書では、大学史資料として活用しうる文書がなにであったかをほとんど明示せずに記述を展開した、との書き方となっています。

これまでに刊行された学部史や同窓会史、また大学史の編さんのようすをみますと、最初に刊行された『陵水三十五年』をべつとすると、それ以後の大学史の歴史書では、はっきりとなにを用いて大学史を編さんしたのが曖昧になっている。それにくわえて、創立40年、50年と2度にわたって大学の歴史が編さんされた機会に、それなりに資料を集めたであろうはずにもかかわらず、これらの資料がいまどこで、どのように保管されているのかが、きちんとわからなくなっているという現状があります。

また大学史編さんのきっかけとしての記念のおこない方をみると、それぞれに35年、60年、40年、50年という区切りは、なにか中途半端にみえます。創立50年という十進法で区切ればかなりおおきな劃期になるときの大学史が、40年を記念して刊行された歴史書の追録でしかないということもありました。どうも刊行動機が不鮮明であるという印象があります。

さきほども述べましたとおり、滋賀大学では今年2008年から来年にかけて、創立60周年記念事業をおこなうなかで、歴史書の刊行はしない、とはっきりと宣言をしました。こうしたところには、もはや大学の歴史を必要としないとでもいうかのような気配すらうかがえます。

3. 学部史資料の現状

つぎに、滋賀大学経済学部の学部史をめぐる資料がどのようになっているかをみましょう。

研究所では、彦根高商の創立当初からあった調査課が集めてきた資料を、現在も引き継いで所蔵しています。それらの保存と公開をめぐるおこなわれた、わりとおおきなプロジェクトが、彦根高商収集資料のなかでも、とくに旧植民地にかかわる文献目録の刊行でした。これは5分冊で、地域別の資料目録になっています。第1冊が「満蒙」、つぎが「支那」、そして「朝鮮」、4冊めが「台湾・南方・樺太」、そして第5冊が補遺で、これらの目録が1982年から1999年にかけてでました。

滋賀大学経済学部において、史料館はまたべつとして、自分たちの学部が所蔵している資料を学外にもひろく公開しようとするとき、どういう観点でそれをアピールするのかということ、かつて彦根高商が収集した植民地についての資料をまずは示してゆこうということがありました。これは、旧高商系の経済学部のなかで、滋賀（彦根）だけが突出していたのではなく、小樽、富山（高岡）、横浜、山口、大分、長崎といった旧高商系国立大学経済学部の資料所蔵機関でも、おなじように旧植民地関係の所蔵資料目録をつくって公開しているところがあります。滋賀大学経済学部でも、高商以来の収集資料のなかで旧植民地にかかわる文献について、とくに強調しておこなってきたその公開は、ほかの高商系の学部にもつうずる事業でした。

このようにわれわれは、かつての高等商業学校による、帝国大学とは異なるアジアとのかかわりの歴史を示してきました。その一方で、アジアとはべつの分野でどのような研究成果をあげてきたのか、どのような教育がおこなわれてきたのかについては、それを不鮮明のままにしてきたという嫌いがあるようにおもいます。たとえば、彦根高商にも会計学や統計学、あるいは経営や金融の分野で業績をのこした教官がいくにんもいたのですが、彼らがどのような資料や図書を集めてきたのか、それらを元にどのような研究や教育をおこなってきたかについては、教官の著書や蔵書、ノートや講義録もないとなると、なかなかそれらがわからないというところがあります。

そういったいわば、歴史の落丁部分をそのままにしているという未整備がありはしますが、所蔵してきた資料のなかで、かつての植民地にかんするものに力を入れてその保存と公開に尽くしてきた経緯をふまえて、ここ数年のわたしたちの活動は、たとえば彦根高商の図書課が1940年に大量に購入した「中国語図書」の目録を研究所でつくりました。この目録作成にあわせて、戦前の高等教育機関が個々に編さんしていた「学校一覧」（これは、シラバス、講義概要、職員録など学校の基本資料を一冊にまとめたもので、学校間で相互に交換していたらしい）の目録もわたしたちでつくりました（『彦根論叢』第344・345号、2003年11月）

研究所では、所蔵資料を保存し公開してゆくときに、大学間の情報交流を参照して強調すべき重点領域をもうけて、それをどんどん学外にも広めてゆくという業務を展開してきました。その一つが、高商史をふりかえるなかで考え出された、高商が収集した資料のなかの「旧植民地関係資料」という資料群になります。他方、高商自体が刊行した資料も引き継がれてきました。それらはじつは、あまり重視されてきませんでした。その目録すらなかったのですから。

研究所では2004年に、「彦根高等商業学校刊行物目録稿」（『彦根論叢』第350号、2004年9月）をつくりました。これは、『彦根高商時報』や『彦根高商学報』など、さきほどもうしました学部史の歴史書である『陵水三十五年』で参照されたり引用されたりもした資料などを収録した目録です。彦根高商の刊行物（手書き資料もふくむ）で、いま彦根キャンパス内で所在の判明している資料の目録となります。今後もキャンパス内や同窓会組織からあらたに発見されたり、卒業生からの提供があったりすることで、記載内容の充実がはかられるかもしれないとの期待をこめて、「目録稿」と

しました。

この目録稿をつくってわかったことは、彦根高商が活字にして刊行した資料はまだ残っていたようですが、いわゆる一次資料となる学校の行政文書は、ほぼ皆無にちかいという保管状況でした。彦根高商の時代、それから新制大学の初期のころの事務の文書が、彦根キャンパス内にはほとんどない。おそらく捨てられてしまったのでしょう。これはなにも過去のことにとどまらず、今後将来にむけても、大学の行政文書あるいは法人文書がきちんと体系だって残っていないという、いわば負の歴史が引き継がれかねないという心配があります。保存年限がさだめられた文書は、おおよそ、その年限しか保存されていません。こういった事態が今後もつづいてゆくと、これから 10 年後、20 年後に、大学史や学部史を書こうとしても、それはかなりむづかしいこととなるでしょう。

しかし、それを危惧するのはごく一部の教職員であって、さきほど述べましたとおり、大学創立 60 年をむかえたいまの時点で、すでに大学史の編さんを大学当局は放棄しているとなると、大学として、あるいは学部としては自分たちのおこなってきた大学や学部の運営をあらわす文書がなくてもかまわないということなのかもしれません。わたしたちの経済学部では、学部創立 80 周年の 2003 年にそれを機に、アーカイブズをめぐる議論が学部長から提起されました。その後、学部長が 3 度かわる時間が経ちましたが(2007 年度にはアーカイブズについてのワーキンググループをつくるとの教授会報告がありました)、まったくアーカイブズをめぐる議論はおこなわれていません。大学の構成員によって、大学や学部の歴史は、わたしたちのアイデンティティにかかわるとかんたんに発言される一方で、その歴史をあらわす元となる文書資料についての議論がおこなわれないという事態に、わたしは大学や学部の深刻な危機があらわれていると感じています。

創立 80 周年の 2003 年以後は、大学や学部の資料をめぐるいくらかの進展もありました。「大学史関係資料」という領域をつくって、この考え方を元にして一次資料の保存と公開と活用が始まりました。これはおもに、史料館専任教員の青柳周一さんが、彦根キャンパス内の陵水会館裏倉庫に放置されていた資料群を初めて整理したことが端緒となりました。そこになにかあるということを知っていた教職員はいくにもいましたが、それを整理したのは本学部に着任まもない青柳さんが初めてでした。その資料群には、彦根高商時代の事務文書、高商から経専そして新制滋賀大学への転換期の文書、大学創立時の事務文書があり、キャンパス内の他の部署にはまったくない行政文書などがそこにありました。学部の事務方にとってそれらは、廃棄文書の扱いでした。その目録をつくって、もう文書を廃棄させないとのわたしたちの姿勢を示し、文書を保護し、さらに「大学史関係資料」の利用規程を策定して、公開と活用にまでもってゆきました。大学や学部ではなく高商期の歴史資料としての行政文書については、こうした管理を可能としましたが、いまの現用、非現用の事務文書については、それをどのように管理、保管、公開してゆくのかをめぐる議論は、学部ではまったくおこなわれていません。

彦根キャンパス内にある同窓会の事務所である陵水会館にも、彦根高商時代の刊行物がいくらか

残っていて、その一部の資料目録も2006年に研究所でつくりました(『彦根論叢』第363号、2006年11月)。陵水会所蔵資料なかには、学部の大学史関係資料にはないものもありました。この目録作成作業をおこなうなかでさらに、同窓会には各地域の支部や卒業年次ごとのグループをつくり、それぞれにまた刊行物があることがわかりました。卒業後しばらくたってから、またあらためて同窓生のアルバムがつくられた事例もあります。そうすると、同窓会の刊行物は全体としてはかなり膨大な量になります。しかし、それを総体として把握しているものはだれもいないでしょう。

(なお、『彦根論叢』はWEB上でオンライン版がみられます。下記URLを参照
: <http://www.biwako.shiga-u.ac.jp/eml/Ronso/mokuji.htm>)

4. おわりに 学部(大学)アーカイブズ機能の展望

滋賀大学、あるいは本学経済学部における歴史の編さんや、学部の資料の現状は、ここまで述べてきたとおりです。こうした大学や学部の現在の状況において、アーカイブズはどのような意味をもつのでしょうか。わたしは、アーカイブズを、たんに記録やそれを保管する場所としてではなく、機能として考えたいとおもっています。このアーカイブズを機能させてゆくためには、とてつもない強い力、べつにいえばリーダーシップが必要になるでしょう。たくさんの部局やグループを越えたところでの協力を必要とする、なかなかしんどい作業となるでしょう。

わたしたち研究所では、所蔵資料の保存と公開と活用の3点に主眼を置いて、これまで業務をおこなってきました。これらの仕事はなかなか理解されないところがあります。まず、保存にかかわっていうと大学、学部内では、歴史のひとたちはすぐになんでもいつまでも保存したが、といわれます。わたしはそうした主張をしたことは、ただの一度もありません。しかし、歴史研究者があつかう歴史の史を用いる史料のことが議論されるときには、かならずといってよいほど、すべてのもの永久に保存するつもりか、とすぐに問われてしまうのです。保存のためにはもちろん、そのための資金や場所が潤沢にあるわけではないので、しばしばなにかしらの選択をしなくてはならない事態に直面することがあります。そのとき、資料をめぐる学内外の情報をふまえて、決断する意思がもとめられます。

公開については、そうおおきな支障はなく、いったん公開すると決めたならば、あとはいろいろな手続きにしたがって、ルールや規程をさだめればよいというところがあります。研究所には展示スペースがまったくありません。それでもいまでは、WEBを活用することができますから、デジタル・アーカイブズやWEB企画展などによって電子化した資料を公開しています。

活用 これがいちばんの難問となります。研究者であれば、必要な資料をみつけて、それを個人であれ共同であれ研究のために活用することは容易だともいえます。しかし、所蔵量の多寡はともかくも、資料を所蔵している機関自体やそこに勤務する職員にとって、その所蔵資料の活用は研究という業務とは異なります。研究者に研究のための資料を提供するだけの業務と位置づけられて

しまうと、所蔵機関もその職員も、研究という業務の受け身、あるいは研究という手段を遂行するための客体におかれてしまうのではないのでしょうか。自分たちのもっているものが、だれか他者の業務の進展のためのみにあるんだ、となると、大学も学部もなかなかそれをわがこととして理解しない世知辛いようすがあります。それをどのように変えてゆくか。

そうしたときに一つわたしがいえることは、歴史というのは、たんに過去のことを調べて書くという作業ではなくて、むしろ歴史を梃子としながら、現在の自分を、あるいは自分たちを点検する、そういう機会になる事業ではないかと考えています。その歴史を知るてがかりが、アーカイブズになります。事務上の効能を展望すれば、文書あるいは記録をとおして、現在、または過去において、どのように業務や仕事が展開しているのかをたどったり確認したりできる、それを効率化への道具にする。こうした職場での文書や記録という情報の活用がアーカイブズをとおしてはかれるか否か、がアーカイブズ理解への一歩になるような気がします。職場の歴史とは、べつにいえば、そこでの知の蓄積の痕跡でもあります。その痕跡を、職場、たとえば大学のすべての構成員にとってみやすいように示し、その意味を解説すること、これが歴史を書くものたちの仕事だとかんがえています。

1. はじめに

滋賀大学経済経営研究所のホームページに発表されているプログラムによれば、すでに休憩時間が終わって、次のパネルディスカッションが始まるという時間に入っているのですが、できるだけそれに協力したいので、私はごく簡単にお話をします。

実はこのテーマ（地域社会におけるアーカイブズ「行政」の課題）は、加藤聖文さんからいただいたテーマです。現在、（昨年度からですが）京都府立総合資料館は、基本的な性格をどうするか

ということと、建物がかなり老朽化していることもあって、新しく作り直そうではないかという話が持ち上がっております。

たまたまその検討委員会、現在は基本構想といっています検討委員会の座長などをつとめているなかで、資料館の館長という役職にも就いたので、今日はたぶん行政からの発言というふうにテーマをいただいたんだと思います。

私はアーカイブズにつきましても、また行政につきましても、どちらもまったく、ほんとうに駆け出しの素人で中途半端ですから、それが暴言を吐いたとしても、お許しを願いたく思います。

もう一つ私は、京都府立総合資料館というのは、たいへん特殊な施設ではないかと思っています。ご承知のとおり 1963 年に創立されたんですが、最初にこの英訳名を付けた方と、お会いしたことがあって尋ねましたところ、ずいぶん苦労して museum and library と付けたそうです。“Kyoto Prefectural Museum and Library” ということは、図書館と博物館と、そして文書館もんじょの機能が現在もあるんですが、そういうものとして出発したんだけど、中心はミュージアムとライブラリーであったというのが、最初の出発点でした。

現在はどう訳されているかというと、“Kyoto Prefectural Library and Archives” になっています。これにはいきさつがありまして、1988 年に、京都府は京都文化博物館を別のところにつくりまして、従来資料館が持っていた博物館の機能をそこへ委託するというかたちになりました。ただし、所蔵品の収蔵庫は現在の総合資料館にあるんですけども、機能がそういうふうに分化したために、ミュージアムというのはやめて、ライブラリーとアーカイブズになったというわけです。

その間に、1972 年には、京都府がそれまで持っていたさまざまな行政の文書が、資料館に移管され、同時に資料館としてそれを閲覧に供する規程をつくりました。いわばアーカイブズとしての資



料館が出発したのが1972年になります。そういう意味でいえば、ある意味、先進であります。

しかし、実際には知事部局の文書だけが、いまのところ入ってくるということであり、その入り方や、閲覧・提供の仕方、それに対する不服申し立て制度までちゃんとあるかということ、そういう点ではシステムがまだまだ不十分で、いまや全体から見ると、地域のアーカイブズとしては、後進です。先発・後進だと思います。

しかも、ちょっと付け足しておきますと、ライブラリー自身も、別の府立図書館がありまして、そことの統合や再配分をめぐって、かなりの混乱をいたしておりまして、2001年には40万冊ほどがそちらのほうに移されました。現在、総合資料館には33万冊ほどの図書資料があるという、非常に複雑なかたちをとっているなかで、今後の基本構想の検討をしています。

今日はそれらのことについて話しますが、会場には、前京都府総合資料館歴史資料課課長を務めておられた方とか、現職の方とか、関係者がいらっしゃるんで、大変話しづらいのですが、そういう状況で検討しているなかで私が考えたことを、少し違った次元からお話することになるかもしれません。話の中身自身はもうすでに、高橋先生が全般的におっしゃったことのなかに含まれているので、それを補足するような意見だと思ってお聞き願えれば幸いです。以上が前置きです。

2. 地域住民と自治体行政の方向性

まず、私は、与えられたテーマから、地域社会と行政との関係を考えました。非常に乱暴ないい方をしますが、私は戦後の地域住民と行政の関係というのは、だいたい1950年代から1970年代の主流は、住民が要求にもとづいて集まり、それを行政に向かって要求するという、いわば要求型住民運動というのが主流であり、それに対して行政が応えて施策をする、こういうのが中心のなかたちだったと思います。

例えば、同和問題についての運動と行政の関係というのは、地域住民運動としては、戦後の典型を、1960年代から1970年代についてつくったと思っています。私自身も1962年のころに、当時の部落解放同盟が国策樹立請願運動をやったとき、少し加わったのを覚えています。

そして、それを受けたかたちで同和对策審議会ができて、ご承知のとおり同対審答申を出し、「特別措置法」ができ、それにもとづくさまざまな行政の施策がおこなわれて、同和地域の改善ということでは、格段の進歩を見せ改善がおこなわれた。これは一つの住民運動の当時の典型的な姿でした。

ところが、いまはどうなっているかということ、そういう考え方だけが主流ではないと思います。住民が要求する、あるいは場合によってはその住民と協働しながら行政もいろいろ活動するなかで、住民自身が自分の要求を実現するために、単に行政に要求して、その成果を勝ち取るというようなことだけを考えないで、自主的に解決するような活動を住民が続けるといってかかわっています。したがって行政の側は、その動きを支援する行政というかたちで政策をたてようとしている

というのが、いまの特徴だと思います。

その場合、もちろん先ほどの1950年代、1960年代の主流の時期でもそうですが、行政はさまざまな手法をとります。住民要求に応えたり、あるいは行政主導の政策づくりをする場合、諮問をしたり審議会をつくったり、それで答申をいただいて政策化して実施していきます。

また、諮問委員会のやり方でもさまざまなかたちがあります。普通は国でいうと、だいたい担当職員とか官僚が、あるいは地方でいうと、担当職員が主導で原案をつくって、外部有識者の方々のご意見を聞くというやり方があります。

いまはむしろそれよりも、いわゆるアクションプランづくりが求められています。私がやらされているのもそれに近いんです。どういうことかという、具体的に政策として実施できそうなものを出してくださいといって、委嘱してそれをつくらせるという方法です。

この場合は、委員会に正規の委員として、担当局の行政職員が入って、審議内容にまで影響を与えるという姿をとります。この場合、委員会の意見をまとめようと思うと座長としてはたいへん苦勞することがあります。

それからもう一つは、先ほどの支援する行政という展開をしますと、行政の側はNPOとかボランティアへの期待を非常に強く持ちます。あるいはまた場合によっては、行政機関の職員自体が、地域づくり、支援を職務としてやります。いまの京都府職員の多くはそれをやっていると思います。

ただ、地方自治体の財政難のなかで、予算削減のいわば口実として、そういうNPOやボランティアへの期待がされることがたくさんあるので注意が必要ですが、この方式、現在の姿は、理念的には住民自治の実現への姿だと思うので、促進していかなければならないと思います。

いわゆる、「地方自治法」にいうところの地方自治の本旨というのは、ご承知のとおり法的には、団体自治と住民自治とを含む概念ですが、私は住民自治のほうが主流にならなければいけないと思っています。こんにち、政府や地方自治体とのあいだでよくいわれている地方分権論というのは、私の考えでは、あれは団体自治論のレベルで論争しているだけの話だと思っています。

3. アーカイブズ「行政」にとっての「追い風」と「逆風」

こういう行政のあり方のなかで、いまアーカイブズの行政は、どんなふうに進み逆風にあっているかというのが2番目の話であります。追い風としてよくいわれるのは、すべて高橋先生がお話しいただいたところです。

戦後の歴史資料保存に関する有識者のさまざまな要望活動や、アーカイブズを設置する要求活動などからはじまって、ご承知のとおり「公文書館法」が成立し、あるいは現在の「公文書管理法」制定へという、もう間近に迫っている課題まで来たわけですね。

この11月15日付(2008年)の日本経済新聞の松岡資明さんの記事によると、行政の説明責任

の課題というので、「公文書館 地域の財産に」と、全国各地に設置機運が進んでいますよと、いろいろな県や市町村の名前が出ていましたね。

ところで、小島和夫さんが北海道大学の立法過程研究資料のなかで、「公文書館法の成立過程」という論文を書いておられます。1990年のことであります。そういうのを見てみると、このつくられ方というのはどちらかというと、住民と自治体や国との関係でいえば、先に話した1のタイプに属するんですよね。

有識者が要求する、それに対して国が制度化するためにやる、あるいは場合によっては、参議院から入って行って、議員立法でつくるという手法です。ほんとうにそれを自覚した、ある個人の果たした役割が決定的に大きいという、市民運動として展開されたものではないということに、一つの特徴があったのではないかと思います。

それからもう一つの追い風は、何といてもさまざまなかたちで、とにかく、明治100年といういい方がよかった悪かったは別にして、たくさんの地域が自治体史の編さんをやりました。さらに市町村合併が、自治体史編さんの動きにもつながっているかと思いますが、それが多くの地方文書館をつくってきたということもあります。

これらは、追い風であることを否定しませんが、住民のかかわり方でいうと、やっぱりまだまだ有識者段階に止まっています。さまざまなレベルでの、いわゆる地方史の専門家、あるいはその地域にお住まいの地方史の研究グループから、さらには全国学会で活躍されている歴史学の専門家たちも含めて、さまざまなレベルの歴史研究者を中心とした、いわば研究者の要求とかかかわっています。

これを否定するものではありませんが、この問題をもう少し進めるための、私の考えはのちほど、最後に述べます。

とはいえ、一方、追い風はあるんだけど、これも高橋先生がおっしゃいましたが、逆風はさまざまいっぱいあります。何よりも地方財政の危機の深刻化のなかで、既存の施設は、予算、人員は削減され、施設は縮小され、場合によっては、他の施設に併合されたり合併されたりという状況に追い込まれています。

事例を申しあげます。京都府宮津市は、市史編さんのあと歴史資料室をつくりましたが、一昨年の4月をもって現在休館状態に入っています。どうやっていいか相談を受けて、いまそのための努力を、私自身個人的にもしているところなんですけれども。

それに北海道の道庁の公文書館の話であるとか、滋賀県の琵琶湖文化館の話とか、あまり関係のないところの話のいろいろしてもしょうがないんでしょうけれども、たぶんこの危機はまだまだ深刻になるのではないかと思います。

つい先日、第34回全史料協の大会が開かれましたが、ここでの機関会員の動向というのを見てもみますと、財政危機のなかで機関会員としての会費さえ払えないし、もう辞めたいというところ

が出てくるのが予想されます。非常に深刻な状況にあります。このところの機関会員は減っています。全史料協のあり方にもかかわってくる問題で、そこまで危機は進行していると思います。

さてそこで、一方で追い風を受けながら、他方で逆風であろうと、お金がかからないからつくれるんだと、さっき高橋先生がおっしゃったんですが、これをちょっと私はあとで、パネルディスカッションのときに議論してみたいと思っています。自治体の幹部と、それからわれわれの意識と、もう一つ地域住民全体の意識との関係でいえば、理念論のところ、あるいは思想的未成熟ということで、意見の隔たりがあります。

どうしても歴史的重要な資料というと、それは歴史的にどんな値打ちがあるのか、それから全国的にどれだけ売り出せるのか、国宝なんか持つ自治体は、とくにそういう考えを強く持ちます。そしてせいぜいのところ、歴史研究の拠点になるのか、あるいは場合によっては、観光資源になりますかということへ、議論がいつてしまう傾向が強いというのが一つです。

もう一つは、例えば、このあいだ私は、奈良県の図書情報館にいったんですが、そこには「戦争関係文庫」という、図書構成があります。そこでどうしてこの構成があるんですかと尋ねたんです。「いや、これは別にたいした理由じゃないですよ。この館をつくったときの前知事の強い指示です。要望でした」というので、ああ、なるほど、そうだなあと感じました。

つまり、アーカイブズを含めたさまざまな文化施設は、首長の個性が最も強くあらわれるというふうに考えます。

アーカイブズの運動でもそうだったんじゃないかと思います。やっぱり現在の、「文書館管理法」制定の場合でも、福田康夫元首相という人物を抜きにしては、ちょっと考えられないような動きというのが、やっぱりあったと思うんですよね。これは私の勝手な思い過ごしかもしれませんが、あとで間違っておれば訂正します。

つまり、さきほど高橋先生が非常に強調されたような、現代のわれわれがアーカイブズの理念として掲げるような、民主主義の根幹だとか、それを梃子にして住民自治や地域づくりの拠点になるんだというような、そんな意識にはまったくいかないといっていると思います。

しかし一方、住民はあまりそんなことは考えていなかったかということ、私はそうじゃなくて、アーキビストの運動のそれも一つだったんだろうと思いますが、住民はさまざまな記憶や記録保存運動をやってきました。

それを、安藤正人先生は『草の根文書館の思想』（岩田書院、1998年）というものにまとめられておられますが、私に関係してきたことかというと、平和運動なんていうのはまさにこれだったと思っています。実にさまざまな意味での戦争資料、それから平和にかかわる資料を集めてくる民衆運動が非常に長くありました。

例えば、「空襲を記録する会」の記録が全国的にまとめられて、『日本の空襲』というシリーズになったのが1970年代のはじめであります。そういう伝統をもういっぺんアーカイブズというか、

アーカイブズの思想のなかで再構成して、どういうふうに私たちは、それを自分の力にしていくかということが大事じゃないかと思っています。

4. 「逆風」を乗り越えて地域アーカイブズの発展をめざす

そのためには、逆風を乗り越えてどうやってアーカイブズを発展させるかです。やっぱり一つは、現在私自身が直面している問題ですけれども、総合資料館のシステムの未熟さを抜本的に改革して、その必要性を当局の幹部に認めさせて改善を図るということです。

いつも現場でご苦労いただいている方を目の前にして、こういうことをいうのはたいへん恥ずかしいんですけども、これは非常にしんどく難しい。収集範囲を拡充するなんて、もうたいへんです。依然として強い官僚の文書占有観念というのは、私はもう許し難いぐらい腹立たしいんですが、どうしようもありません。公安委員会関係なんて、これはもう梃子でも動きませんから。他の分野はもうちょっとましかと思ったんですが、全然やっぱりだめです。

それからもう一つは、現場で進めているなかでもよくわかっていないのが、情報公開制度にもとづく公開というのと、^{もんじょ}文書館の閲覧制度による公開というものの意義の相違と、両者の関係についての正確な理解というのを、なかなか知らない人がいます。頭が堅いというか現状維持派が依然として強い。これとの悪戦苦闘を、制度づくりとしては内部的に、しかし全力を尽くしてやらねばならないというふうに自覚しています。

もう一つは、行政の先ほどの政策とも関係していえば、まさにそれをほんとうに、財政の危機のなかでも支えてくれるのも住民以外にありませんので、問題がある公文書館には、多面的な日常的活動の展開が決定的に重要で、これは社会貢献なんて程度のものじゃ実はないだろうと、自分自身の存在を守るためにもやらなきゃいけないだろうと思います。

そうすると過酷なことを要求することになります。現職のアーキビスト、あるいは職員のみならずには、内にはアーキビストとして専門性を非常に強く持ってもらわなければならないが、外に向かつては地域づくりの支援者、あるいは他分野との積極的交流と協働ができる非常に多面的な能力が必要だろうと思います。これも実は高橋先生がおっしゃった、文化化と協働の課題であります。

ここで特に私が強調しておきたいのは、たいへん過酷な課題かもしれないけれども、しかし、僕自身が今まで別の分野で経験してきたことなどでいえば、1940年代の半ば、戦後すぐから、歴史の教育者たちが、小・中学校の先生たちが、全国で広げてきた、地域に根差した歴史教育のなかでやられてきた長年の運動は、実はものすごい地域資料の掘り起こし運動に、ぴったりと結び付いてやられてきているので、こんな分野の経験とはもっともっと交流をし、日常的つながりもアーキビストは持つべきだということです。

それから最後に、十分に働ける条件を保障してくれる仕組みづくりを、自らが作り出すことにもつながっているということです。つまり、もはや現在ある資料館などは、これからしばらく財政

危機が続くなかで、住民の NPO やボランティアというものが深く支えてくれなければ存続しがたい状況に陥る場合が多いと思います。

なかほどで申しました、宮津市のいま休館状態になっている歴史資料室を、何とか回復しようと思えば、そういう力をどれだけ工夫してつくり出せるかにかかわっているんじゃないかとさえ思っているのです、そういう意味で、存続をかけて、そういうかかわり方をしないと、仕組みづくりはできないんじゃないかと考えています。

5 . おわりに 京都府立総合資料館・京都という地域の特殊性の怖さ

最後に、古文書意識というか、古文書館意識というか、そういうものが、京都には特に強いと思いますね。日本の伝統、文化の中心だという意識が非常に強いので、やっぱりお宝なら大事で売り出しができるけれども、公文書というのはどこにでもあるものだし、そんなのは目玉にならないのではないということに、なりがちなんですよ。

それともう一つ、他の都道府県と違うところは、実は京都府は戦後、府史を編さんしておりません、年表をつくりましたが。だから、府史編纂のための資料の収集・保存という考えは、前近代資料も含めて、あまりないわけです。もし集めたら、前近代資料がたくさん出てくるだろうと思います。お寺さんなんかどうするだろうとさえ思います。

そんなこともあって、私の直面している課題のなかには、そういう京都という地域の持つ特殊性と怖さみたいなものがあって、かなり偏った議論をしたかもしれませんが、一応議論のために素材を提供させていただきました。

パネルディスカッション「滋賀県の地域の記憶と記録を守るアーカイブズ」

加藤聖文（司会） 第一部のほうで、3人の先生の方から、それぞれアーカイブズというものの、いくつか特徴点などをお話していただいたと思います。それにつきまして、会場の方から何かご質問がありましたら、よろしくお願いいたします。



須永知彦 滋賀大学の講師をしています須永と申します。専門は法律ですので、あまり、この問題に関しては全然知識とかはございません。

特に高橋先生、井口先生のご報告の両方に出てきたのですが、このアーカイブズには思想という面、民主主義の根幹をかたちづくるといったようなことの理念なども含めて、そういうことが、なかなか日本で議論されない、あるいは根付かないといった現象はわかりました。その原因というのは、どんなところに求められるというお考えかを、ちょっとおうかがいしたいなと思いで、お願いします。

高橋実 それにきれいに答えられれば、ある意味で日本の民主主義とアーカイブズ全体の問題の根幹に解決策を与えることになるだろうと思います。ですから、そういう点で、私もこの問について明解な解は、まだ出ていません。

ただ一つは、日本の民主主義というのは勝ち取った民主主義じゃなく、ある意味で、戦後のなかで与えられたというなかたちで、アメリカ軍を中心とする占領軍が、本国アメリカでも、なかなか実現できないようなリベラルな政策を日本のなかで実行しようとしてしました。だけど、それさえも必ずしも実現することができなかったわけです。

例えば、戦前の軍事官僚、行政官僚たちの行政独占、情報独占などが1945年の8月15日を迎えたという反省のもとで、民主主義の一つの砦として、国会図書館というのをつくったわけなんですけれども、必ずしもそれが日本の民主主義を担保するようなかたちで機能していたのかどうか、ということがあるわけです。

日本の民主主義問題の淵源は日本という国の歴史のなかにあるだろうと思います。例えば年貢を升で量るときに、代官がちょっと「今日は鳥がいい声を出すな」と、よそを向いているときに、やわらかく量るとか、そういう裁量行政のなかで官と民の関係が形成されてきたので、ヨーロッパのようなギリギリの関係で歴史が推移してきたんじゃないという、そういった歴史の流れに由来す

ることです。

それは、古代からですけれども、古代から中世、近世、そういう流れのなかで培われた官に対する認識、官が民に対する認識。江戸時代でいうと牧民官という民を養うというかたちの認識。そういうところにあられるのが、日本の伝統というか文化で、そういうところに日本の民主主義の問題の根幹があるんじゃないのかというのが、私の個人的な考え方です。

ただ、それは、いままで通用してきたんでしょうけれども、今後それでいけるかどうかということに問題があるわけで、その点は今後考えていかなければならないし、アーカイブズというのは、今後その意味での高いレベルでの地域行政とか国家行政を展開していくためには欠かせない、必要不可欠なものになっていくと思います。

情報共有化、民主主義の皆ということについて、遅ればせながら、今度の「公文書管理法」によって一定の解決をはかろうとしています。

井口和起 あれは誰だったかな。戦後改革が未完の精神革命とか未完の民主革命だと書いた歴史家がありますが、私は、やっぱり先ほど高橋先生がおっしゃったとおりだと思います。

一方で、私は例を挙げましたけれども、同和問題での最近の新しい運動のレベルというのは、同対審答申から「同特法」ができて、そして、それが打ち切られるなかで、もうちょっと違ったかたちの運動が展開されていて、文字どおり、「鍛えられた自治能力」というか、そういう運動が展開し始めています。そこがいわば地域社会の民主主義運動の全般に広がっていくと、そういうことになるんじゃないかなと思っています。

先ほどいい忘れたことを二つだけ関連して申しあげておきます。強調しようと思っていて忘れていたんですが、アーカイブズを成功させようと思ったら、一方で、「情報公開法」で公開を求める民衆の運動が、どの程度進んでいるんだろう、住民の。あまり進んでいないんじゃないかなという印象を持っているんですね。もっともっとやれ、やらないといけないんじゃないかなというのが一つです。

それから、このごろの地域行政は、住民活動を支援するかたちで、さまざまな動きに支援をしていると申しました。ここでも私は、そういう住民の自治活動というのは育てられるし活動は進むと思うのですが、如何せん、まだ自治体がやっている支援活動というのは、主として職員が直接援助することと資金援助なんです。

京都の実態を見ても、資金援助が途絶えた途端、その地域づくりの運動体自身も停滞ないしは、つぶれるという危機にひんしていると思います。ですから、やっぱり、そのところを解決しないと、ほんものの住民自治が生まれてこないんじゃないかなと、そんな印象を持っています。答えになったかどうかわかりませんが、以上です。

須永 では、民主主義をもうちょっと成熟させていくということが、アーカイブズの市民の側からの利用ということにつながる、それは解決策の話になってしまうので適切ではないかもしれませんが、そういう流れは理解できるのですが、それは、すごく時間が、まだかかりそうな気はするんですね。

とすると、例えばアーカイブズの側から何かはたらきかけをすることによって、あるいは、少なくとも民主主義というところに直結しなくてもいいような解決策がないかと。いきなり民主主義といってしまうと、何か住民、あるいは行政も引いてしまうという側面があるかもしれないというのが、私の想像なんです。

例えば欧米なんかでも、アーカイブズというのが、どんなかたちでおこなわれるようになったか考えると、アメリカの大統領は、個別のアーカイブズなんて、まさに自分がこれだけのことをやったんだということを自慢したいという要素があるような気がするんですね。それがすべてじゃないにしろ。

そういうところに、何か自尊心にはたらきかけるようなというか、そういうことで行政も、あるいは住民を動かすというような道というのがないのかなと、お話をうかがいながら、そんなことを考えていたんですが。これは申しわけありませんが、私の個人的な感想です。

高橋 それが、いまの国なんかでやっているというアーカイブズ文化というんですね。それぞれの公務員が、それぞれの仕事を十分にやっているというのに何もそこに隠す必要がないわけで、逆に、そこに誇りを持って見せるという姿勢だと、出すべきだというのが、いまでいう意識変革、意識改革ということなのです。

それは、まあ行政とか官僚たち、役人たちの文化を変えなくちゃいけないんです。いままでは、「よろしむべし、知らずべからず」という、ずっと前近代からの伝統があったので、優秀な役人に任せておけば、あなたたちは豊かになれる、マイナスにならないんだというふうなものから、そうじゃなくて、いろいろな失敗も犯すんだけど、この失敗が次の高いレベルの成功につながるのだから、きちんと文書を出せるという文化が根付いていけばいいと思います。

そのためには、情報公開を、先ほど井口先生がいったように、どれだけどう住民が使っているのか、そういう全体の情報と市民との関係というのが、やはりあるだろうと思うんです。

ですから、これは、もう何世紀にもわたってつくられてきた文化ですから、これを一朝一夕に、10年とか20年の範囲で解決できるというふうには、私はならないだろうと思います。

一方で、アーカイブズが、どういうふうになっているだろう。例えば、行政過去情報を、かつて廃棄していた文書を蓄積することによって、行政が過去をきちんと検証しながら自らの、外から与えられる、国から与えられるアプローチじゃなくて、内から内在的にアプローチすることによって、質的に高い、あるいは地域に密着した行政を展開するとすれば、行政マンの一人や二人の利用にし

かすぎないかもしれないけど、それによって得られる地域住民全体の福祉の向上にもたらす影響が大きいという考えを持つことも、やっぱりできるだろうと思います。

同時に、公文書館アーカイブズのほうも、住民の自らの権利と義務のほうに積極的に関与できるようなシステムにしていく必要があるという意味で、歴史研究者の青木美智男さんが、「不況にも強いアーカイブズ」とっています。いくら日本人が歴史が好きだからといっても、図書館とか博物館のように毎日押せ押せと人が来るわけじゃない。けれども、記述資料を保存し公開することによって、何でそれが地域住民のためになるかというのをきちんと位置づけていけば、たまにしか、あるいは何十年に1回しかアーカイブズを使わないかもしれないけれども、それが住民に支持されるアーカイブズになるんだよと。そういう立場をきちんと明確にするという提案をしました。ほんとうに、そうだと思います。

井口 何か僕がしゃべり過ぎたらいけないので聞きますが、ちょっと渡辺さん教えて。この前、アメリカの、あれ誰だったっけ。アメリカの、あの安藤さんと一緒に来られた。

渡辺佳子 テキサス大学のグレイシー教授です。

井口 グレイシーさん。あの方とちょっと話をしたんですが、簡単なことですよ。どうしてアメリカ社会では、庶民が、一個人がアーカイブズに行くのかといたら、「いや、自分の出自と、簡単にいえば、日本でいうとご先祖さまを調べるために来るんですよ」というわけですよ。

どうしてそういうことになるかという、これは僕の誤解かもしれないけれども、彼の回答では、だいたいアメリカでは祖先の出自は教会へいけばわかるわけだが、教会が、その資料をアーカイブズにちゃんと寄贈しているというんですよ。

ところが日本には、お寺にいけば過去帳があってわかるんですが、お寺さんが過去帳をアーカイブズに寄贈なんかしないんですよ。そんなことをしたら、たぶん日本の仏教文化が崩れるだろうと思いますからね。だから、そういう文化の在り方全体が違うところがあって、そういう意味での、直接的なアーカイブズとの関係の持ち方が、社会の仕組みの違いで、どうしてもあらわれるところはあるので、簡単に比較はできないだろうと私は一方では感じるんです。

しかし、他方では、個人のレベルで「情報公開法」というのも、やりづらい問題なので、さっきいった話との関連でいえば、いま、どこでもムラおこし、マチおこしというのがある。不況の時代だからこそ、みんな必死になっているんですね。それぞれの住民レベルのグループがあるのです。そういうところへ、アーカイブズの職員は積極的に出かけるべきだというのが私の主張です。

そうすると、マチづくりのために過去の資料で、こういうものがありますと。それはただ、もう数十年前のものになります。現在のものは「情報公開法」で求めましょうよと。過去のものにつ

いては私たちが見せますからということで、お互いに協力し合っていくと、もうちょっと進むんじゃないかなという感じを持っています。

渡辺 京都府立総合資料館の渡辺です。いま井口館長からのお話にちょっと付け加えさせていただきたいと思う部分は、やはり、地域住民の、いまの社会的な活動と直接かかわりのあることを提供できるんじゃないかということです。

それは、なぜかという、総合資料館によく利用にみえられる方の利用方法では、証拠としての利用があります。例えば、法務局に、こういうことで何かの承継登記をしたいと。その証拠資料として、こういうものを資料館へいってもらってこいといわれたということで、そういうふうな手続き関係でみえることがあるんです。

それは歴史的な調査とかというものではなくて、現在の住民との生活にかかわりのある部分で、そこが一つ、アーカイブズの大きな部分かなと思っています。そのへんのところを、その証拠資料としてというだけではなくて、もう少し、いろんな施策の検証ができるということも一つあるかなと思っています。

施策というのは、その成果が見えるのは5年後、10年後ということになると思いますし、その5年後、10年後に見えた成果が、いいものか悪いものかはわからないのですけれども、それをそのころ生活している住民にとって、どういうかたちになるのか。それを、やはり住民の側から検証できる場を保障するというか、そういう役割も大切ではないかなという気がしています。

加藤 どうもありがとうございます。そのほか、いま、いろいろとアーカイブズそのものについて、民主主義としての砦としてのアーカイブズの可能性というか、ほんとうにそれができるのかなというようなことを含めて、いろいろな議論がきているんですが、どなたか。

小林隆 彦根市史編さん室の小林と申します。

高橋先生のお話をうかがって、アーカイブズについて、いろいろ勉強させていただいたんですけども、やはりアーカイブズがよくわかりません。特に、歴史民俗資料館との関係をどのように理解したら良いのかがいま一つわかりません。さらにはアーカイブズにかかわる法が、「公文書館法」あるいは「公文書管理法」でいいのかどうかというところについても、現場で仕事をしている者として、疑問を感じます。

というのは、彦根市でも「情報公開条例」が定められて、市役所が持っている書類を市民の方に提供するシステムが一応整えられているのですが、市史編さんで扱うような旧役場文書等々は、現用文書ではないということで「情報公開条例」から漏れます。

旧役場文書など、現用文書でないものは、「情報公開条例」とは別の規定をつくって公開をするよ

うにと指示されており、こうした資料は市役所の公文書から漏れてしまう可能性が非常に強いんです。

高橋先生のお話を聞いていると、どうもアーカイブズが手を出すのは、いわゆる市役所の現用文書だけではなくて、旧役場文書、さらには江戸時代の古文書までさかのぼり得るようで、そう考えると、「公文書館法」あるいは「公文書管理法」でいいのかどうか疑問に思います。

また歴史民俗資料館とすみ分ける必要がないんじゃないかとも思われます。アーカイブズが対象とする範囲が、いま一つよくわからないし、今後、法的に「公文書管理法」というかたちで進んでいっていいのかどうか、現場にいる人間として非常に不安に思うのです。特に、歴史民俗資料館とのすみ分けをどういうふうに考えたらいいのか、教えていただければと思います。

高橋 公文書館アーカイブズの利用というのは、彦根市が、彦根市の文書記録をあまねくみんなのために、遠く未来に向けて保存、公開することが彦根市アーカイブズの基本なんです。ですから、そこは当然、彦根市が持っている、あるいは作成して、管理した文書、それが基本になるわけです。

そういう考え方が基本ですけども、日本のアーカイブズというのはスタートが遅いですよね。過去に積み残してきたものがあるわけです。それが、例えば彦根市の前の旧町村、さらにその前の村、そういうところが行政的な役割を担ってきましたよね。

ですから、200年前からスタートしていたら、そんなことはなかったわけで、それを積み残してきたから、自らの文書と同時に、車の両輪として、過去の地域資料までアーカイブズの対象をすべきですよというのが、いま私たちが共有しているアーカイブズの認識なんです。

ですけど、公文書館法のつくりようを考えていただいたらよろしいと思うのです。私が持っている、この文書を保存しろということ、社会主義社会でないといけないですよね。個人所有ですから。ですから、それは保存しておくほうが望ましいというかたちにする、今度の「公文書管理法」も、そういうつくりになっているんです。そういう民間にあるものも、寄贈とか寄託というようなかたち、あるいは、なんらかの方法でもって間接的に、保存公開を促進するようなつくりにするというようなかたちになっていくわけです。

それで、LMA（図書館、博物館、文書館）にとってお互いに資料を引っ張り合う必要は何もないわけです。そこにあって公開されれば、住民は利用できるわけです。住民が利用できればいいわけですから。公文書館ができたから、みんな資料を持ってこいというかたちにする必要はないわけで、お互いに協力し合いながら、歴史民俗資料館もあって、彦根城博物館もあってとすれば、彦根でつくるのは、彦根市の公文書を中心とする公文書館をつくれれば何らおかしくないです。

そうすると、LMA が総体として、彦根地域の資料の利用の総量を増やすことにつながるということになると思いますので、いま私たちは、そういう考えでいるというようなことです。

小林　いまのお話を聞いて、少しわかりかけてきました。公文書という言葉より、私個人の感覚からすると行政にかかわる文書と言った方がしっくりきます。江戸時代の村であっても地域の行政を担っていている主体ですから。そうであれば、そうした資料も彦根市として管理するべきであるという考え方がとれますね。よくわかりました。

高橋　それから、法の認識の仕方ですけど、公文書館法はなくても、1959年の山口のときに設立したでしょう。法がなかったって自治体の裁量でアーカイブズをつくれるのです。公文書館法はあっても、民間資料というのは積極的にやるというつくりになっていないんです、今、所蔵しているものは、保存公開するとしても、

ですから、現在は、何々村の資料を集めて整理して公開するというつくりになっていないけれど、それは彦根市の市長か、彦根市の議会が、そういうことをやるべきだという裁量で責務を感じれば、実行できることです。法律というのは、高いレベルでいっているわけじゃなくて、ここまでだよというかたちで出しているわけですから。

加藤　いまのこういった質問に対して、ほかの方でも、どなたかいらっしゃいますでしょうか。ちょっといま高橋先生のほうからお話しになったなかで、今回の報告では触れられていませんが、例えば、栃木県の芳賀町に総合情報館というのがありまして、それが10月に開館したばかりなのですが、いわゆる複合施設のようなかたちでアーカイブズをつくったところがあります。それを高橋先生が、設立からいろいろとかかわっていらっしゃいます。何かひとことありますか。

高橋　やはり、それぞれの、国の場合もそうですし、時と風というのがあると思うんですよ。時と風というのは、ある日突然というか、予告があって来るわけじゃなくて、それが来たときに立ち上げるだけの準備というのを、常々、持っておく必要があるんじゃないかなといった認識でいます。

芳賀町総合情報館の場合にも、町長が、そういうふうに情報関係のことをやりたいというときに、そのセクションを担当していた係長クラスの人が、アーカイブズに非常に興味を持っていて、うちでも立ち上げたいと。それで、担当の、その当時の文書担当の者と話をしながら、職員に対する啓蒙活動なんかを専門家を呼んできて、やっていたんですよ。

そういう準備があって、町長から話があったときに、じゃあ委員会を立ち上げようと。委員会のなかで、図書館もない、博物館もない、もちろんアーカイブズもない。そんななかで、どうしよう。じゃあ、3館の機能を合わせた総合情報館にしようというアイデアが出てきたわけです。

天草アーカイブズもそうですよね。あの場合も、天草史料調査会というのが天草にいていて、

新しく当選した安田市長がパーベキューパーティーに来て、「今度私は情報公開条例ということをお約束して当選しました」と。そのときに会う機会をつくらせたのは、やっぱり職員ですよ。私たちではできない。

それで、「ああ、情報公開、いいですね、だけど、情報公開と同時に文書クリーン作戦が実施されますから、文書がなくなるでしょう。それでよろしいですか」といって、安藤正人さんが、安田市長に『草の根文書館の思想』という本を渡して、安田市長は、それを一晩読んで、次の日、さっそう指示が始まる。そういうことは、みんな準備ができていないとできないわけです。

神奈川県寒川文書館も、そうでしょう。あれは、公文書館をつくりたい、アーカイブズをつくりたいという職員の熱意があって、図書館の整備するために新しい新館をつくるアイデアを募集したときに彼が応募して。もちろん、そのバックには町史編さん委員会からも提言があったというのが基礎にあります。

そういう風が吹き、時が来たときに、出せるような体制というのは、常に準備しておく必要があるんじゃないかと思います。偉い先生がいたから、あるいはトップダウンだからというだけでは、こういうものは、なかなかできないというふうに思います。

それから、重要なのは、できたあとのことです。建物は、とにかくできたし、また建物はなくてもできたとき、それからどういうふうにして、それを運用していくかということです。やはり、それは二つの視点があって、一つは地域市民に対する目と、もう一つは行政文書を作成する機関に対する目、この二つを同時並行的にやらないと、組織としては、なかなか難しいんじゃないかなと私自身は思っています。

加藤 いまのことに関連して、京都の井口先生のところも、総合資料館というかたちになったんですが、先ほどのお話を聞いていたら、むしろ総合だったのが、ばらばらになっていくような話だったようです。

井口 いえいえ、べつに、ばらばらになるわけじゃない。ただ、行政の方からの提起を受けると、いろんなことを覚悟してやらないといけないうのですよね。例えば、現在の総合資料館は、京都府の場合は、京都に関する資料を収集し、保存し、調査研究のために一般に供するという、それだけで設置しているんです。

5年ほど前か、現在の行政は、いわゆる外部評価を受けますので、包括監査評価を受けたんです。そうすると評価委員会のなかでは、どういう議論が出るかということ、これは、どの法に基づいてつくったものかということですよ。「図書館法」にも基づいていない。かといって、「博物館法」にも基づいていない。その設置当時は公文書館はありませんでしたが、現在の「公文書館法」に基づいているのかどうかということも怪しい。単に、非常にあいまいな、先ほど紹介したような設置条例に

基づいているだけではないか。

おまけに、そこが、一般に供するというところだけをいっているのに、研究の仕事さえも職員がしているのではないかと。業務以外のことをしている、その必要はないとか、そういう評価を受けざるをえないことが出てくるわけです。

それとも、ちゃんと闘える理論武装してやらないといけないのですが、基本は高橋先生がおっしゃったとおりで、自治体は、それを住民自治であるし団体自治である限りはできるんです。やったらいいんだけど、とかく日本の社会は、先ほどのような評価をしますから、そのときに「公文書館法」ができたということは、この法の、この部分に依拠していますということがいえるとか、さらに、「管理法」ができてくると、もっといえるとか、そういう意味では、やっぱりやりやすい状況の一つ一つ、法がつくっていつてくれているということもあるので、そのへんをうまく利用しながら、私は進めていくべきだと考えています。

加藤 はい、ありがとうございました。そのほかいかがですか。いま、なかなか重要なご指摘や質問があったのですが、そのほか何かフロアの方から、これは聞いておきたいということがありましたら、よろしくお願いします。

青木睦 国文学研究資料館の青木です。阿部先生にうかがいたいのですが、特に、地域の大学ということで、今回のご報告のなかでは特に経済学部での、これまで収集された資料のご紹介が主だったのですが、今後の大学の地域、特に滋賀大学の卒業生の方々とか、やっぱり同窓会のものなんかも、ずいぶんご紹介されていると思うのですが、地域産業とか地域企業とかということとのアーカイブズとしての地域資料の保存ですね。特に、滋賀大学の経済学部としての特性を生かしたような、個々の活動とか、そういうところで何かありましたら、お話ししたいと思っています。

阿部安成 その担当業務は、私のところよりも、むしろ青柳さんの附属史料館のほうでしています。例えば附属史料館では、今年度の秋の企画展で伊藤忠商事の関係の新しい資料なんかも展示していて、そういう地域と大学とのかかわりというの、また示していると思います。恐縮ですが、青柳さん、よろしいですか。

青柳周一 アーカイブズといったときに、今日の話は、やっぱり行政文書アーカイブズが中心であって、附属史料館の場合は近世文書が中心なので、若干話がずれちゃうかもしれないんですけど。

附属史料館で現在保管している近世文書のなかで、商人、商家関係文書を用いた産学連携については、これも史料館としてやっているのか、それとも経済学部としてやっているのか、線引きが複

雑なところがあるのですが。

ただ、史料館で保管しているコンテンツで、このあいだのアーカイブズ・カレッジで見えていた、伊藤忠兵衛、伊藤長兵衛家関連の文書などについては現在の企業から寄付をいただいて、それを研究に、活用させてもらっていますし、おそらく、そういった方向は今後も積極的に追究していかないといけないだろうなと思います。

やはり経済学部というのもあるのですけれど、ただ単に歴史というだけだと、どうも、率直にいうと、学内では受けがそれほどよくない。それが、現代社会にとってどんな意味があるか、大学にどんな意味があるのかと問われる傾向があるので、そういう点を含めて産学連携などは積極的にやる必要があります。

ただ、史料館でそういう事業を展開していく場合に気をつける必要があるのが、寄託文書が多いことです。それら文書は史料館だけの裁量でどんな使い方も勝手にできるわけじゃない。原所蔵者の方々との関係も見ながら、いろいろやっていくしかないと思います。

古文書については、大まかにそんな感じなのですが、大学史関係資料については、どうかなあ。陵水会 OB の方々なんかは割合、興味は示してくれて、いまだに様々なものを、これも大学史関係資料だと史料館に持ち込もうとする人がときどきいるのですが、もう少し、なんとか活用する仕方はないかなと思っているのですが、そのへん、阿部先生は、どう思われますか。

阿部 大学と地域のつながりという場合に、OB も必ずしも地元に住み続けているわけじゃなくて、いろいろなところになってしまう場合もある。でも、一方では、地元で着実にというか熱心にいろんな業務を展開されている方もいらっしゃる。

これは滋賀大が下手なのかもしれないのですが、何か地元とのつながりというときに、わりと滋賀県立大学のほうが注目されているような点があるかと思うんですね。われわれは地元よりも、もっとどこか別のところを見ているのかもしれない、と見えてしまう傾向があるように思います。けれども、どんなふうに地元とのつながりをつくっていくかということも考えないといけません。

そのことを過去に送り返してみると、大学史関係資料のような、ともかく高商から滋賀大の歴史を知るための資料として持っている、それらをとおしてみても、地元と学校がどうつながっていたのか、ほとんどわからないんですね。

例えば、新聞などで、そこに、どういう記事が出てくるか。その記事のなかに、大学と地元の関係がどう出てくるのかという拾い方もできると思うのですが、具体的に大学に残っている資料のなかで、例えば、いろんな教員が地域貢献のようなかたちで地元とつながっていたか、高商のころは、それは、ほとんど見えてこないんですね。

ですから、どういう関係をつくっていくのか。それを、どんなふうにして資料として残していくのかというのは課題になってくるんだろうと思います。

井口 私は、実は 1995 年に『京都府立大学百年誌』というのを出したときの編さん委員長をやっていて、いろんなことを経験して。失敗ばかりして、ろくでもない百年誌になったんだけど、これは短期間、1 年でつくれといわれたから非常に困ったんです。

そのなかで考えたことの一つは、簡易農学校から成立していて、その後ずっと農林できていた男子系の大学と、桂女専という女専系からできたのが、戦後になって大学になったという歴史を府立大学は持っているわけです。そうしますと、農学の農林時代のものを探っていくと、これは京都府農会そのものと密接不可分なのです。ですから、これは完全に地域資料として私はやれると思うのですが、不十分だったから、それがちゃんとできていません。

戦後になってからは、地域の商店街とのつながりが、実は創立記念日の 10 年祭をやったり、学園祭のときに、どれだけつながりを持ったりしていたかという史料や、いろんなのが出てくるんですよ。商店街が応援してくれた資料とか。こういうものをちゃんと残していくという意味では、大学は、やっぱり百年誌なんかで地域史も含めてやってくれると非常にありがたいというのが一つあります。そこで集められたものが、どこへいくかは、総合資料館が持つか、大学が持つかなんていうことは、どっちにしてもいいのですが、それが一つ。

もう一つ、大学には絶対やってほしいことがあるんです、総合資料館の立場からいくと。なぜかといったら、さっきいきました、もう財政危機のなかで京都府関係資料に専念しますと宣言した途端、直接に京都府には関係があるのかないのかばかりいってくるんですよ、前近代文書までを含めて。そんなことをいわれたら、関係ないものもありますよ。

でも、そういうのは、ないと困るんです。府立大学でもけっこうだし、京都大学でも私はけっこうだと思っているんだけど、大学は学術的意義があるから引き受けてやるというふうにしてほしいと、地域資料館だけでは、もう現在の状況では支えきれないところがあります。

そういう共同関係をつくりながら、要は、全体として日本のそういう記録資料が残り、公開されていく制度ができればいいので、それはお互いの協力関係のなかでやっていくべきで、大学が担う重要な役割というのは、やっぱり学術的価値があると判断をされると、なかなか行政も文句はいえないので頑張ってもらいたいと思います。

青柳 そのとおりだと思うんです。滋賀大の史料館の場合は、以前から滋賀県内でそういった役割を、ある程度引き受けてこられたかなと思っているんです。

ただ、大学のなかで最近いわれ始めているのが、資料を引き受けることが滋賀大学に、どんなメリットがあるのかということです。ほかの自治体で発見される古文書をなぜ滋賀大がお金を出して保管しなきゃいけないかといったことを、事務のほうはいうんですね。そうした意見を突破する論法というのも僕らもつくらなきゃいけないのですが、正直なところ、最近の大学のなかでも、これ

だけ経済というか、お金という世界になってくると、学術的価値だけでは弱いんですね。

例えば、大学と自治体との協業といった意味での地域貢献に関わる事業であるとか、いろんな論法を考えなきゃいけないくて、そのあたりについては、また僕もない知恵を絞りますけれども、みなさんも、いろいろ知恵を貸して一緒にやっていただけたらなと。そういう意味では、どんどんいろんなところで議論とかセッションとかをしなければいけないなと、つくづく思います。

加藤　　ちょっと司会から申しわけないんですが、例えば、いまの井口先生の場合は京都ですよ。京都府立総合資料館という母体があるんですが、滋賀の場合は、県の公文書館もありませんし、いわゆる県として、そういったものを集める器というものが、そもそも存在しない場所で、いまかろうじてあるのが、滋賀大学経済学部附属史料館だと思います。地域資料の受け皿として浮上するとしたら、そういったところぐらいしか出てこないと思うんですが、現状としては、どうなんですか。

青柳　　アーカイブズ・カレッジのほうでも授業で簡単に説明したんですけど、滋賀県では、県全域をカバーするような規模で運営している県立の歴史系博物館というのは存在しません。以前、構想があったんですが、それは立ち消えになりました。

安土城博物館のように、地域レベルで非常に盛んに、活発に活動していて、なおかつ実績がある県立博物館がありますけれども。あと、大津市歴史博物館や、彦根市には彦根城博物館がありますし、長浜市には長浜城博物館があって、それぞれ非常に素晴らしい展開をしている。滋賀大には当館がありまして、各館で、それぞれテリトリーというか、守備範囲を持ちながら、お互い協力し合っているのが現状です。

それぞれの館の営為で、何とか滋賀県全域を完全にカバーできているかどうかは、ちょっと疑問なんですけれども。ある程度、ここまではやってきたという状況かなという気がしますね。

滋賀のなかには豊富に歴史文書が残っているのですが、その所在情報にアクセスするのは、少々不便な状況にある気がします。これは問題なんですけれど、情報を県レベルで統括する場所がない。ですから、ある意味、それぞれの館の、特に各博物館の学芸員のみなさんの努力によって何とか成り立っているのが現状じゃないでしょうか。

ただ、先ほども少し話題が出ました、琵琶湖文化館問題とか文化行政について、滋賀県は極めていま悲惨な状況に陥りつつありまして、現に小さな館では、その問題がかなり出て来つつあるようですし、それなりに規模がある、伝統ある館でも、琵琶湖文化館をはじめとして、かなり問題が生じ始めています。

特に、琵琶湖文化館で持っていた仏教美術関係資料については、県が有効な手段を取らないうちに、いくつか別の県外の博物館に移管されることになったケースも出始めています。

あと、琵琶湖文化館での展示はみんなストップしたので、資料を公開するにあたっては、例えば安土の博物館で展示をするといったことを県はしています。資料の輸送にかかるリスクだとか、他館の学芸員にさらに業務を増やすといった問題があるのですが、そういったことをしています。

栗東の博物館も、休館が今年取りざたされていましたけれど、何とかそれは回避したんですが、かなり活動には制約がかかりつつある。ですから、かなり厳しい綱渡りの状況になりつつある気がしますね。一応、これまでの現状報告です。

小林 青柳先生のご発表の付け加えなのですが、滋賀県での、これまでの歴史資料の収集については、図書館が果たした役割を無視できないと思います。例えば、彦根の図書館が大正時代にできたときには、いわゆる本だけではなくて、郷土史料を集めることを大きな柱にしています。

滋賀県立図書館には、例えば新聞のマイクロフィルムをはじめとして、郷土資料がかなり収集されていますし、前の『滋賀県史』を編さんしたときに収集した謄写本なんかは、一般の方は、なかなか利用しづらいのですが、滋賀県立図書館の書庫に入っています。

滋賀県の全部の図書館が歴史資料にタッチしているわけではありませんが、滋賀県においては、図書館がこれまでに果たしてきた役割をきちんと考えておくべきじゃないかなと思います。

それと最近、県庁の中に県政史料室がオープンして、県の戦前の行政文書の公開を始めました。青柳先生とか私も、その設置に関する諮問委員会に入り、立ち上げにかかわらせていただきました。正式な公文書館ではないので、いろんな資料に手が出せないという問題点はあるにしろ、一つ前進をしたかなとは思っています。

高橋 私からのお聞きしたいんですけども、滋賀県公文書保存活用検討懇話会というのがあって、青柳さんが入っておられますが、それは、いまどういう状況になっているのでしょうか。それをもうちょっと教えていただきたいんですけど。

青柳 平成 18 年に 1 年間ぐらいかけてやっていた活動ですので、現在は懇話会自体が使命を終えて解散しているんですけど、一応、2 年前のことを昨日久しぶりに復習して、思い出した限りで、ご説明します。

最初は、京都民科歴史部会というのがあって、そこで滋賀県における歴史資料を特集するシンポジウムをやって、そのときに当時の県民情報室の方からお声をかけられて、実は滋賀県庁には非常に莫大な数の戦前からの行政文書が保管されている。保管されているんだけど、その公開状況については、それを担う県民情報室自体が非常に貧困な状況にあると。そのほかにも、「情報公開条例」との関係も、うまく整理がついていない。つまり、「情報公開条例」による公開というのが、当時うまくできない状態だった。

というのは、まず県民情報室専任の方が少ない。嘱託の方しか、当時あまり配置されなかった
ので、だから、「情報公開条例」に基づいてきちんと資料公開を審議する人がいなくて、嘱託の人が
運用というかたちで公開していたんですけれど。嘱託の人は、個人の裁量で公開している。もし公
開上の責任を問われたら、とんでもない状況に陥る。しかも嘱託の数が、年々さらに減らされてい
って、もう立ちいかない。

これをどうにかしたいということ、県庁のほうから打診がありまして、当時、民科の委員をや
っていましたが、滋賀県立大の水野章二先生と私が取りあえず相談に応じたのですが、ちょっとわれ
われだけでは心もとないので、小林さんなど県内で歴史資料保存・活用にかかわっている方々に広
く声をかけて、懇話会を立ち上げて、いい方向に少しでも持っていかうということでした。県庁の
なかで5、6回集まりましたかね、小林さん。

小林 5、6回ですね。

青柳 それで議論を重ねて、とにかく戦前期の文書については、「情報公開法」の条例のなかで
やっていくのは、現状では無理があると。なので、歴史的公文書というくくりをつくって、県民情
報室の裁量で閲覧規定をきちっとつくって、そのうえで見せると。ただ、個人情報については、い
ろいろ注意するべきところがあるので、それは県のほうにも、きちんと諮って見せていくと。県民
情報室を強化する方向ですね。

あと当然、現在も営々と非現用文書が出ていて、それについては、つい最近までは積極的に廃棄
をしていました。かなり積極的な廃棄を滋賀県はおこなっていたみたいなんです。

ですから、平成以降のものがほとんどないという状況らしくて、この問題も一緒に考えていく必
要がありました。とにかく廃棄というのは、いったん、なるべく停止させて、非現用文書につい
ては県民情報室のほうで評価選別をおこなっていく。評価選別で残すことにしたのものについては、同
じように歴史的公文書として、いわゆる公文書とは別のくりにして閲覧に供するというかっこう
にしていくというのを、一応提言でまとめたんです。提言については、滋賀県庁のホームページで
閲覧できますので、もし、みなさんもよろしければ見てください。

それで答申しまして、われわれにとっては、当時ラッキーだったのが、ちょうどそのころ滋賀県
知事が変わったんですね。いまの嘉田由紀子さんに替わりまして、嘉田さんのほうが、まだ話が通
じました。

その後も、琵琶湖文化館問題なんかで、文化行政上のスタンスについてはいろいろわからないと
ころが出てきましたけれど、当時の嘉田さんは、割合この話は聞いてくれまして、一応われわれの
答申どおりで、ほぼ話を進めてくれて、なおかつ、嘱託職員をここまで2年間で1年に一人ずつ増
やしてもらい、閲覧機能を強化するというので、さっき話していた県政史料室ができたというか

っこうです。

その後、県民情報室は、そういったアーカイブズ的機能を高めると同時に、内部的には、親組織の県の文書管理全体を改革していく方向になりました。そして、意識啓発を高めるために県庁内部向けのニューズペーパーを発行していて、文書を日々管理するには、こうしたらいい、みたいなことを嘗々と説いているみたいです。だから、かなり内部改革にかかわって、県もある程度力を入れて動かしている状況みたいですね。

そういった意味では、住民から突き上げが出てきたわけではなくて、どちらかというと、県庁のなかに、やる気のある人がいて、われわれが担がれていったというかっこうなのです。現状としては、そんなところですよ。

加藤　これは、いま終わってしまったあとは、もうまったく何の交渉もないんですか。

青柳　当時考えていた次の展開としては、一つは、京都府の行政文書のように、あるいは重要文化財化を狙う。それによって、ある程度、県の人々にも重要性をPRして行って、もっと有効活用する道を探るといったこともいっていたんですが、いまのところ具体的に県庁のほうでは動いていないみたいです。まあ、ほかにもいろいろクリアすべき問題があるんですが。

あと、一番肝要なアーカイブズをきちんとした施設として確立させるということについても、大津なんかには空いている庁舎がいくつかありますので、それを活用していこうという話は当時していたのですが。ただ、いまのところは県庁内部から独立はしていないというか、あまりできそうにない。

一つは、財政問題が大きいのですが、もう一つは、いまでも県民情報室のほうには、県庁の職員さんが昔の文書を業務上の参考資料を閲覧しに来ていて、そういった人々にとっては、やっぱり県庁内部にあってほしいと。日々の業務に使うものなのでという、そのへんの便のよさというのが、どうもあるみたいです。いまのところ、アーカイブズを独立した施設としてつくるという方向にはなっていないくて、県民情報室を強化するというかっこうになっているようですね。

井口　たしか去年、京都府立総合資料館は、京都府立大学の小林啓治先生のお力を借りて科学研究費補助金をとって、近代行政文書の史料学的研究のなかでシンポジウムをやったときに、大阪大学の飯塚一幸先生は、「府立総合資料館よりも滋賀県の県民情報室のほうが、はるかに内容的に充実したレベルの高いものを持っている」という発言をされまして、それは、どういう意味かと、私は会場で質問したことを覚えているんですが。たいへん充実したいいものだという評価はありますので、ぜひとも、そういう意義づけをもっと広く県民の方にお知らせ願いたいなという気はしているのですが。

これは、また渡辺さんに振ったらいけないのかもしれないが、重文指定を受けるというのは、行政はものすごくやりたがると思うんです。また、県民に与える影響も非常に大きいと思います。一方、受けたら最後、現場はたいへんなことを引き受けたということにもなるという功罪があるので、そのへんのところは覚悟のうえの重文指定を受けるという作業が必要じゃないのかなという、そんな印象を持っています。

渡辺 京都府立総合資料館では、約1万5千点の行政文書が重要文化財に指定されまして、これは全国の自治体でも初めてのことで、またそういう大量の文書を一括して指定するのも初めてのことだったんです。そういう意味で、すごくアピール効果はありましたし、行政当局に対しても、行政文書が重要文化財になりえるのだということはアピールできますし、その重要文化財に指定された文書については、「文化財保護法」によって、きちっと保護されているので、廃棄は、もう絶対できないということもあります。

たいへんなことというのは、やはり修理をするにあたって文化庁へ届出をしないとイケないとか、承認を受けないとイケないということがあるのと、重文に指定されない普通の資料でしたら、ちょっと表紙が破れかけていたら、私たちが手で繕ったりするのですけれども、やはり重要文化財になりますと、そういうことはなかなかできないのです。反面、重文になると修理をする場合、国庫補助が受けられますので、それに乗せて何とか修理をしていきたいということもありました。

科研獲得も、一つは、そういうことを目的としていたんですけれども。それで、どういう修理をするかというのが、これは、また初めての試みで、総合資料館には、「東寺百合文書」という国宝の史料がありまして、それを修理するときは、かなりきちんとした、ていねいな修理がされていたのですが、行政文書を、それと同じレベルの修理にするかということ、とてもではないけれども、経費的にも時間とか労力も、とても足りない。紙質も、いろんな紙質があるので、「百合文書」のように和紙に墨というだけではないということらへんがあって、それで科研で専門の先生方にも入っていただいて検討しました。

そろそろ修理を始めないとイケないかなと思って、いま予算要求の検討はしているところです。そういう意味で、傷んだものをどう手当をするかということについて非常に気を遣わなければいけないということがあります。

それから、重要文化財なんですけれども、一般の閲覧利用にも提供していますし、行政的にも使われていますので、府とか市町村とか国の職員が、それを見に来ます。これは重要文化財ですから大切に扱ってくださいよといって出すのですけれども、見るほうは事務的に調査をして、事務的に必要なのを見るということがありますので、やはり、そのあたりも重要文化財の取り扱う管理の方法という部分で、いろいろと気を遣うわないとイケないということがあります。

ただ、アピール効果はすごいものなので、その重文に指定されたときも、新聞記事になりました

し、指定記念の展示会もすることになった。それから、今度の科研の場合もシンポジウムの開催や報告書の作成を通じて重要文化財ということで、いろいろアピールできたのかなと思いますので、そのあたりは、どういうふうに使分けしていくかということだと思います。

高橋　やはり「文化財保護法」で重文に指定するということは、そもそものところで一点主義ですよね。一点ずつの美術品とか工芸品なんかを対応とした指定で、それに伴う、いろいろな補修などの手続きだったと思うんだけど。

これから、この県庁とか府庁の公文書をやるというのは、「公文書館法」でカバーしきれない部分を、「文化財保護法」で手当できるんじゃないかという認識のもとではじまり、京都府立総合資料館が一番最初に指定されたということです。

だけど、やはり「文化財保護法」の、もっと下のレベルの政令とか、さらに規則の施行レベルで府庁文書やそういうものの、ぐんと下の部分の手当の仕方とか利用の仕方というのは、やっぱりこれから考えていく必要があるのかなという気がします。ですから、一点主義は、機械的にやってしまうと、そういうことになるような気がするんです。

それで、ちょっと滋賀県のほうでお聞きしたかったのは、滋賀県で公文書館構想というのがあって、ある程度決まっていたんじゃないんですか。あれは、どうかたちで、こういうふうになってきているんですか。確か、こういう建物をつくと高圧線がとっているからどうのこうのと、そういう話までを聞いたことがあるんですけども。

小林　明確な経緯は存じあげないんですけども、いろんな方から話を聞いた限りでは、たしか「公文書館法」が制定されたあとぐらいに、県議会のなかで公文書館を滋賀県でもつくらないといけないという議論が出ていて、そこそこ進んでいたはずなんですけれども、結局、議会のほうでは、どういうわけか決まらなかったみたいですね。

でも県庁のなかで、戦前、それから戦後についても莫大な行政文書を持っているので、これを何とかしなければいけないという認識があったみたいで、意識の高い職員さんが何とかしようと一歩踏み出して、県政史料室の設置という小さな一歩を踏み出したというように理解しています。

ただし、今回設置された県政史料室には、滋賀県各地に設置されている振興局の文書が漏れているという大きな問題点があります。

ちょっと話がそれで恐縮なんですけど、懇話会の議論で、一つ画期的だったのは、個人情報の考え方を転換してくれたことです。

いままでは、県庁で保管されている資料を見ようとすると、個人の名前が書いてあると、すべて個人情報だということで見せてくれなかったんです。資料を出してもらっても個人の名前のところだけテープが張られていて、たとえ、その人がいいことをやったという履歴に関しても、全部非公

開だったんですね。

そうなってくると、歴史研究にはとても使えないので、何とかその個人情報保護の考え方を変えられないかという話が出て、たしか県庁の方の発案だったように思うんですが、個人主義はやめようということになった。項目によって公開する年限を決めて、問題ないものから、どんどん個人情報でも公開していこうという考え方が採用されました。

そのあと、たしか国立公文書館とかいろいろなところの規定を持ってこられて、例えば、こういう情報については何年たったら公開できるということをおっしゃってくださったので、県政史料室での文書公開が今後は便利になるように思います。

「個人情報保護条例」で、個人情報は全部だめとなると、まったく問題がなくても公開できない文書というのが出てくるのですけれども、個人情報の考え方を変えていったとことで、資料の公開が進む可能性が開けたということ、いま一つ思い出しまして、そのことも、ちょっと付け加えさせていただきます。

青柳　　ちょっと、いまの補足というか、懇話会のそういった点での成果について。個人情報保護の考え方としては、個人識別型とプライバシー保護型というのがあって、個人識別型というのは、個人名というか、個人が識別できれば、とにかく、もう公開はだめだと。プライバシー保護型というのは、プライバシーにかかわる、つまり、その人のプライバシーを侵害する情報に限ってはだめであって、それ以外のものは個人が識別できたとしても、例えば年限によって公開を可能とするというようなかっこうで、国立公文書館だとか、多くのアーカイブズで使用されているスタイルですね。県政史料室は、それでいきたいと。

やっぱり、なるべく積極的に公開して行って、研究などにも使えて、市民の人も見られるようにしなくちゃ意味がないということで、県庁の人も、その議論について同意してくれて、「それじゃあ、ちょっと当方で調べましょう」というかっこうで動いてくれました。

個人情報公開については、歴史的公文書というのは、いわゆる行政文書からは外して考えよう。 「見せられるものはなるべく見せる」でいく方針が、あのときは路線としてできていました。いまは、現実はどう運用されているかは、ちょっとわからないのですが、ただ、規定はそろっているはずで。

加藤　　いまのところですけど、どうでしょうか。滋賀県のなかで、そういったことについて、もう少し知っているとか、そういったことがありましたら何か教えていただければと思うのですが。

文化財のことなんですが、これも、やはり京都府が始めた意図というのは、もう少しアピール度を高めようということだったんですか、当初は。

渡辺 重要文化財になる前に、まず府の文化財に指定されているんですけども、それは文化財保護行政の視点から、近代の資料を保護していく必要があるだろうというところからきた話だったんです。京都の行政文書が一応ある程度そろっているし、活用もされているしということで、いくつかあった候補の一つに挙げられたという経過があります。

そういうふうな話が最終的に一つに絞られていくなかで、今回、文化財の指定になっている行政文書というのは永年保存文書が中心で、それは情報公開の対象でもあり、「個人情報保護条例」の対象の文書でもあったわけです。

そのあたりは、府の関係機関と調整をして、「文化財保護法」が、「情報公開条例」とか「個人情報保護条例」を侵すものではないと、並列でやっていけるんじゃないかという、本庁の関係機関との話といたしますか、そういうものを受けて、それで指定されたという経過があります。ですから、現在は重要文化財であって、「情報公開条例」の対象の文書でもあるし、「個人情報保護条例」の対象の文書でもあるという位置付けになっています。

「個人情報保護条例」との関係は、所管する課と協議を進め条例が平成8年にできて、平成9年に、一応公開制限情報を経過年数で決めていこうということを目安に要綱を定めて、取り扱いを決めたという経過があります。

青木 京都府の総合資料館に、特に重文に指定にあたってお願いがあるのですが、府が文化庁との折衝で重要文化財としてのアーカイブズを決めていきますと、いま何件か特に明治の公文書を指定にということで動いているというところが、ご存じかと思いますが、あります。

それらのところに対して、やはりさまざまな影響が出てくるということがありますので、特に文化庁としては近代化遺産の指定と一括での明治期のアーカイブズの指定というのは、一つの売りものとして文化庁が指定しておりましたから、そういう点を踏まえて、全国的な観点で、ぜひ、いいかたちでの修復の問題、公開の問題の指針を出していただいて。

いま、控えている各県の動向を背後から見ているようですので、文化財指定のなかでのアーカイブズの在り方というような大きなとらえ方も含めて、していただいて、ぜひ、いい前例、いい担い手をつくっていただければということを期待しておりますので、お願いしたいと思います。

井口 科研の報告書のなかでも、要するに文化財としての文書という論点をかなり議論してきていますので、それはそれで頑張っていきたいと決意だけは表明させていただきます。

加藤 ということなんですが、何か青柳さんのほうにありますか。滋賀県庁の文書を文化財にするかどうかというのも、できれば、そういったことをいっていただければと思いますが。そうか、何か、ほかでございませんでしょうか。

青木 一つの企業の事例なんですけれども、その企業の場合には、10年後には、いまいるアーキビストが辞めるので、どうするかということで、若手のドクタークラスを出た人を雇用しました。これから10年間どうするかというと、各製造現場を全部、その企業のすべての現場を5年間歩かせるというのと、その仕事をさせて、きちんとしたかたちで、すべての文書管理および運用形態を熟得してから、そのアーキビストとして仕事をしていく。前任者のアーキビストは、後任に対して、そういうかたちで企業内で育成するということができています。

というのは、新しい方が入ってきても、そのなかで教育していかなければいけないというのが、やっぱり企業独特の部分があるんですね。だから、企業アーカイブズ、企業アーキビストの事例として、いま、そういうところが、いくつかできているということをご紹介します。

加藤 はい、ありがとうございました。

そろそろ時間が来ましたが、最後に阿部先生のほうから、いまの問題等につきまして、大学側として何かひとこと。

阿部 簡単に、ひとこと述べますが、今日の討論のなかでも出てきた、全体として資料が保存されて公開されていけばいいんだと。これは、なかなか重要なことだと思います。

滋賀大は、先ほど申しましたように、いろいろ分散化している。でも、全体で保存、公開活用が進んでいけばいいんだと。ただし、その場合でも、やっぱりどういう組織をつくるのかとか、それこそ強力なリーダーシップを持った人間がおこなうのか。

いまの企業アーキビストの養成の話もうかがうと、やっぱり企業のなかでも文書に精通している人というのは、どの職場もわかっていなきやいけないということになると、やっぱり組織、団体の全体を見渡す能力が求められると思います。

そういう力を持っているものがアーキビストという機能なんだとしたら、それをやっぱりどうやってつくっていいのかというのは、その団体や組織、大学に属しているわれわれの大きな課題なんだろうと思います。

加藤 ありがとうございました。

ちょうど時間となりました。まだ、いくつかご質問があるかもしれませんが、それは終わってから個人的によろしくお願いします。

今日は、空調が効かない寒いなか、たいへん申しわけございませんでした。これにてワークショップを終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

(出席者 17名)

【 発言者 】

加藤聖文（国文学研究資料館）

須永知彦（滋賀大学経済学部）

高橋実（国文学研究資料館）

井口和起（京都府立総合資料館）

渡辺佳子（京都府立総合資料館）

小林隆（彦根市史編さん室）

青木睦（国文学研究資料館）

阿部安成（滋賀大学経済学部）

青柳周一（滋賀大学経済学部）

～ ～ ～

おわりにかえて この研究フォーラム=ワークショップは、冒頭にも記したとおり、国文学研究資料館主催のアーカイブズ・カレッジに連動する講演会として企画された。カレッジには、現に史料管理をおこなうものやアーキビストたちがおよそ 40 名あつまった。彦根高商が収集して以来の図書や文書を所蔵する経済経営研究所と附属史料館を持つ本学部として、大学共同利用機関法人の国文学研究資料館による史料管理研修の会場となったことは、よろこびであるとともに、緊張の一週間をおくることとなった。

そのカレッジに連動する研究フォーラム=ワークショップをとおして、アーカイブズが組織や団体の要であり、それはたんに文書や記録をあつかう機関だからではなく、公共団体と地域住民の自治をめぐるディスカッションにあらわれたとおり、ある組織や団体の自己認識と自己検証のあらわれであるからだ、という論点を発信できたことをさいわいにおもう。一枚の文書、一つの記録は、それをつくったものたちの、つまりは組織や団体そのものをあらわしている、ともいえよう。ディスカッションでは、そうした文書や記録を管理するアーキビストの養成をめぐる体制についても議論された。日々つくりだされる文書にふれていたり、もともとそれをつくったりしたものが、そのあつかいに長けているとはかぎらない。それらを記録としてのこしてゆくためには、それにみあう工夫と智慧と技術が必要となる。あわせてそうした技能を養う根気と時間の必要性が共有されていなければ、一枚の文書が組織や団体の記録として蓄積されてゆくことはむづかしいだろう。

歴史は、それがあただけでは、アイデンティティにならない。歴史のなりたち、それを必要としたひとびとのようす、それらを知るための手がかり、その手がかりがどのように保存されてきたのか、そうした過去の一つひとつの出来事が、あるひとびとの集合によって歴史としてつくりだされてゆく、その経緯をわたしたちのものとして明らかにしたとき、とある過去から現在までの時間、すなわち歴史が、わたしたちにとってみぢかなものとなるのだろう。アーカイブズは、そのためにある箱であり、それを有効にうごかす共同性でもある。（阿部安成）